

平成30年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成30年3月9日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	天野 成浩君	地域整備課長	須崎 政博君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	原島 政行君
病院事務長	河村 光春君		

平成30年第1回奥多摩町議会定例会議事日程 [第3号]

平成30年3月9日(金)

午前10時00分 開議

会 期 平成30年3月6日～3月19日(14日間)

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	一般質問(10名) 1 澤本 幹男議員 2 石田 芳英議員 3 木村 圭議員 4 須崎 眞議員 5 原島 幸次議員 6 高橋 邦男議員 7 清水 明議員 8 宮野 亨議員 9 小峰 陽一議員 10 大澤由香里議員	—

(午後3時55分 散会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（師岡 伸公君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第 2 一般質問を行います。

通告のありました議員は 10 名であります。これより通告順に行います。

初めに、3 番、澤本幹男議員。

〔3 番 澤本 幹男君 登壇〕

○3 番（澤本 幹男君） 3 番、澤本です。

それでは、1 点お伺いをさせていただきます。森林環境税（仮称）の創設による対応についてでございます。

昨年末に与党税制改正大綱において森林環境税を創設し、地球温暖化対策として市町村が森林を整備する際の財源とする方針を決めました。2024 年度からの個人住民税に 1 人当たり年間 1,000 円を上乗せして徴収します。全国の市町村が徴収して、一度国に納めた上で民有林の面積などに応じて市町村に配分する仕組みで、法律で民有林の間伐や林道整備など森林保全の用途を定める特定財源になります。また、災害防止の観点からも全国民で山林整備を支援することになりました。

行政面積の 94%を森林面積で占める奥多摩町にとって森林は町の重要な資源です。森林整備の活性化を図り、資源を活用することは地域産業の活性化を図るとともに、土砂災害等を防止することにもなり、また、水源涵養機能向上にもなります。

町は現在、森林再生事業（間伐）や水の浸透を高める枝打ち事業で森林整備を行っております。この森林環境税（仮称）が創設されて導入されることにより、町にとって大きな影響が及ぶと思われまます。今後は放置されている森林について各市町村が主体となって整備・管理することになり、市町村の役割が強化されることとなります。

そこで町は今後どのように対応していくのか、お伺いをいたします。よろしく願います。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 3 番、澤本幹男議員の森林環境税（仮称）の創設による対応についての一般質問にお答え申し上げます。

初めに、森林環境税をめぐるこれまでの経緯につきましてですが、地球温暖化防止のための森林吸収源対策に関する財源確保については、これまで長期間にわたり、政府・与党での検討や関係者による働きかけが続けられてきました。

林野庁では平成 17 年度税制改正において、京都議定書の目標を踏まえ、環境税の創設を要望して以来、10 年以上にわたり要望を続けてまいりました。平成 24 年には、国において石油石炭税への上乗せとして地球温暖化対策のための税が創設され、森林吸収源対策は使途に含まれなかったこと等を受け、改めて森林吸収源対策に関する財源確保について早急に検討を行うため、平成 26 年に自由民主党に森林吸収源対策等に関する財源確保についての新たな仕組みの専門検討プロジェクトチームが設置されるなど、政府・与党を通じて検討が深められてまいりました。

また、森林を守るための財源確保では、国の動きに先行して地方団体から声が上げられ、特に平成 18 年度以降は、多くの森林が所在する市町村を中心に結成されました全国森林環境税創設促進連盟及び促進議員連盟により、森林環境税の創設に向けた運動が展開されてまいりました。

こうした中、平成 27 年の地球温暖化防止に向けた新たな国際枠組みであり、パリ協定の採択や昨今の山地災害の激甚化等による国民の森林への期待の高まり等を受け、平成 29 年度与党税制改正大綱において税の創設について平成 30 年度税制改正において結論を得るとされたことを踏まえ、平成 29 年度には林野庁において、市町村が主体となった新たな森林整備の仕組みの検討を進めるとともに、総務省では地方財政審議会に検討会を設置し、具体的な制度設計の検討が進められてまいりました。

これらの検討と並行して、自民党のプロジェクトチーム等における議論が進められ、平成 29 年 11 月下旬以降に与党税制調査会における議論が行われた結果、12 月 14 日に公表されました平成 30 年度税制改正大綱において、次期通常国会における森林関係法令の見直しを踏まえ、平成 31 年度税制改正において森林環境税及び森林環境譲与税を創設することが示されたところでございます。

森林環境税及び森林環境譲与税の概要につきましては、新たな税として所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等も大きな課題となっているとの現状認識のもと、パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成、災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村が管理を行う新たな仕組みを創設することを踏まえて創設されるものであります。

森林環境税は国税として、都市、地方を通じて国民一人一人が等しく負担を分かち合っ
て国民みんなで温室効果ガス吸収減対策等としての重要な役割を担う森林を支える仕組み
として、個人住民税均等割に上乗せして課税され、税率は1人年額1,000円と示されてお
ります。

税収については、市町村から国の交付税及び譲与税特別会計に入り、個人住民税均等割
の納税義務者が全国で約6,000万人とのことで、税の規模は約600億円となり、東日本大
震災を教訓とした各自治体の防災対策のための住民税均等割の税率引き上げが平成35年
度まで行われていること等を踏まえ、平成36年度から課税することとされております。

森林環境譲与税は、徴収する税に先行して平成31年度から譲与が開始され、その原資
は交付税及び譲与税特別会計における借り入れにより対応することとしており、譲与額を
徐々に増加するように設定し、借入金は後年度の森林環境税の税収をもって償還すること
とされております。

主体となる市町村の体制の整備や所有者の意向確認等に一定の時間を要すると考えられ
ることによるもので、平成31年度は200億円から譲与を開始することとされております。

税の使途・譲与基準等につきましては、税の使途として、市町村が行う間伐、林道整備
に加え、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等に充てなければならない
こととされております。

また、都道府県への配分は、これらの取り組みを行う市町村の支援等に関する費用に充
てることとされております。

各市町村の譲与額は、10分の5を私有林人工林面積、林野率による補正を含んでおり
ますけれども、10分の2を林業就業者数で、10分の3を人口割で譲与する基準で按分し、
算出されます。

市町村と都道府県の譲与割合は、制度発足当初は、市町村が8割、都道府県が2割の割
合からスタートし、市町村の体制整備の進捗状況に伴い、市町村が9割、都道府県が1割
と譲与額が徐々に増加する設定となっております。

使途の公表では、森林環境税は都市・地方を通じて国民みんなで森林を支える仕組みで
あることから、森林環境譲与税を活用するに当たっては、広く国民全体に対して説明責任
を果たすことが求められており、このため市町村等は森林環境譲与税の使途を公表しなけ
ればならないことと示されております。

次に、新たな森林管理システムについてであります。我が国の森林、特に人工林は資
源が充実し、主伐期を迎えつつあり、一方で、森林現場には所有者の経営意欲の低下等の

課題があり、森林の手入れや木材生産が十分になされていない状況とされており。

このため林野庁では、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、新たな森林管理システムを創設することとしており、森林関連法令の見直しを今通常国会に提出し、平成 31 年 4 月からの施行を目指すとしております。

新たな仕組みにおいては、森林管理の責務を明確にするとともに、森林所有者みずからが適切な経営・管理を実行できない場合には、市町村が経営・管理を行うために必要な権利を取得した上で、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者に委ねるとし、自然的条件に照らした林業経営に適さない森林及び林業経営者に委ねるまでの森林においては、市町村みずから管理を行うこととされております。また、森林管理を実行できない場合には、市町村が森林管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者につなぐスキームを設け、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を行うとされております。この森林関係法令の見直しには意欲と能力のある林業経営者の森林管理のための条件整備として、路網整備の一層の推進、集中的な高性能林業機械の導入、主伐・再生林の一貫産業システムの普及が必要であると示されております。

次に、町は今後どのように対応していくのかであります。今回東京都で作成されました平成 31 年度から平成 33 年度までの森林環境譲与額のシミュレーションにおける奥多摩町の譲与額は年間 1,304 万円で、その内訳は、町内私有林人工林面積 9,803 ヘクタールで 1,108 万円、林業就業者数 35 人で 176 万円、人口 5,234 人で 20 万円の試算が示されました。

いずれにいたしましても、今通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、今後平成 31 年度税制改正において森林環境税及び森林環境譲与税を創設することから、間伐、路網等の森林整備や、このための意向調査・境界確定、さらには森林整備を担う人材育成や担い手の確保、木材利用や普及啓発など、その促進に関する費用に充てること。また、新たな森林管理システムでは、森林所有者の責務の明確化、新たな森林管理の仕組み、所有者不明森林に係る措置など、システムを円滑に機能させる取り組みに必要な財源として税の一部を充てることなどから、今後の国や都の動向を注視するとともに、都の技術的支援や助言をいただきながら、町の私有林、人工林の整備をさらに推進し、あわせてこれらの整備において搬出される木材の利用も積極的に行ってまいりたいと考えております。

この森林環境税につきましては、全国森林環境税創設促進連盟の市町村長、あるいは議員連盟が長年にわたってこの運動をやってまいりました。二十数年来、森林環境税を山元に、山があるところにその費用を充て、森林が持つ公益的機能、あるいは土砂災害防止等

にその費用を使うという要請をしまいにしました。

特に、尽力いたしましたのは、山梨県の早川町の辻町長であります。この二十数年にわたり辻町長が先頭に立って、この森林環境税についての運動をしまいにしました。私自身も山林を持っている町の町長として森林環境税の副会長として一緒に、国会議員でありますとか、関係者に働きかけをし、この森林環境税が創設されましたので、本当にそういう意味ではよかったなというふうに思っているところでございます。

また、法律によりまして枠組みが今お話ししましたような枠組みでありますけれども、当初の目的は、森林が多いところにもっとその割合を高めろという運動してきたわけですが、これは全国民からその税を等しく負担をしてもらおうということで、そのスキームについては今国がお話ししましたようなスキームをやっているというのが状況でございます。

もう一点は、もう既に私どもとしては東京都がこの森林環境税をやる前に、間伐事業、それから水の浸透を高める枝打ち事業等含めて、10分の10の事業を全国に先駆けて東京都自身がやっており、既に私どもの中では年間におきまして約4億円近いお金を利用しながら山の間伐等々をやってきております。こういう点で、これとの総合性、あるいは連携の問題等について今後どうしていくのかというのを若干私自身は心配しておりますので、東京都等から十分に森林環境税が入ったから、町の部分はいいんだよというようなことのないようにしていきたいということが1つございます。

もう一点は、先ほど申し上げました目的が広くやっておりますけれども、今一番最終的な段階に入っているのは、切り捨て間伐でありますから、町にそのまま間伐材が寝ているという状態を何とかそれを木質化して、間伐を有効利用を図ろうということで、町自身で新たなスキームをつくりながらやっておりますけれども、なかなかそれがうまく機能していない、あるいは理解がされていないという状況でございますので、それについても今後どのようにしていくかというのが大きな課題でございます。

実際には、もえぎの湯については間伐を使った木質バイオマスを使っているわけですが、さらにはそれを機能を高めるために出た木について買い上げ、あるいは地域通貨を使ってそれを利用してもらおうという制度があるんですけども、この制度も一層やりながら、譲与が始まるこの譲与税も有効的に使いながら山の間伐、あるいは今一番困っているのは不在地主を含めて山林の所有者が明確でないという部分がありますので、これについても法律等含めて、国がもう少し力を入れながら山林の境界、あるいは不在地主層を管理的にやっていくということについてもこの中に含まれているようでございます。

で、そういうことにも取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 澤本幹男議員、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（澤本 幹男君） 再質問はありません。

民間では森林信託というのも最近話に出てきております。ぜひ民間とあわせて、いろんな今後の奥多摩町のためにまたご努力をいただければと思います。ありがとうございます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、3番、澤本幹男議員の一般質問は終わります。

次に、6番、石田芳英議員。

〔6番 石田 芳英君 登壇〕

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

私からは、1項目、人工透析治療施設の充実についてご質問させていただきます。

平成26年2月8日土曜日、15日土曜日の2回にわたる大雪は、日原地区、そして小河内地区が孤立状態となり、住民生活に多大な影響が出ました。また、奥多摩町は少子高齢化が進み、高齢化率は48%を超え、今後の介護、医療が課題となっています。

町の健康づくり事業で病気の予防を推進してはおりますが、高齢化に伴う老人病の発生は年々多くなり、中でも腎機能不全から人工透析を行う患者さんは、現在町内に三十数名おられ、町外へ人工透析の治療に出られ、ご負担も多くなっております。当然、大雪や大雨などの気象では通院はままならず、近くに人工透析治療施設があればご心配もなかろうかなと察します。患者さんにとっては透析に行けなくなれば生死の選択を迫られる状況にあります。

以上を踏まえまして以下お伺いいたします。

1点目としまして、大雪や大雨等の大規模災害時の町内の人工透析患者さんへの安否確認や通院配慮、そして相談等対応は現在どのようになっておりますでしょうか。

2点目としまして、安心・安全な住みよいまちづくりを推進するためには、町内に人工透析治療施設の設置が必要であり、その要望は緊急となっております。今後の方針をお伺いいたします。

以上2点お伺いいたしますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 6番、石田芳英議員の人工透析治療施設の充実についての一般

質問にお答え申し上げます。

人工透析とは、医療行為の1つで、腎臓の機能を人工的に代替することで、腎不全を患った患者が尿毒症になるのを防止するため、医療的に血液の老廃物除去、電解質維持、水分量維持が必要であることから行うもので、平成29年11月現在で、日本に約32万人の人工透析患者がいると言われております。

議員からのご質問にお答えする前に、まず町内の人工透析患者の現状を申し上げます。町では、医療費助成の申請状況とその内容から町内の患者数を把握しておりますが、平成29年12月27日現在の人工透析患者は30名でした。平成26年2月の大雪災害時から30名前後を上下することなく現在まで推移している状況でございます。

この透析患者30名のうち、青梅市内の医療機関で治療されている方が25名、その他の地区の医療機関で治療されている方が5名でございます。青梅市内の人工透析専門医療機関は、ほとんどが患者の送迎サービスを実施しており、奥多摩町に住んでいる患者さんにも送迎を実施しております。人工透析の通院治療は週3回、月水金、または火木土で通院されている方がほとんどであり、医療機関の話では、通院の間隔が中3日以上あくとき非常に危険な状態になる恐れがあるとのことでございます。

ご質問の1点目の大規模災害時の町内の人工透析患者への町の対応についてでございますが、積雪の予報時には福祉保健課において、必ず人工透析患者リストを確認し、道路が使用不能になるほどの積雪が予想される場合には、翌日の通院を予定している人工透析患者全員の方に連絡をしております。連絡した際には医療機関や駅に近い親族等の家へ一時避難をしていただきたいこと、それが不可能な場合には早目に医療機関と連絡をとり、送迎対応が可能か、日程の変更が可能かを確認していただきたいことを伝えております。

それらが困難な場合で、かつ家族や地域での除雪対応では通院に間に合わないおそれがあるため、町に除雪対応をしてほしい旨の要望があった場合は、地域整備課を通じて建設業者等に優先的に除雪をお願いするとともに、直接町職員による除雪や送迎対応を行うこととなります。

現在、西多摩地域において、積雪時に人工透析患者に対して、市町村の職員が除雪や送迎の対応まで行っているのは奥多摩町のみでございます。本来、雪害時には、患者とその家族による自助、地域住民や医療機関などによる共助で対応できることが最善であり、市町村の対応にも限界がある以上、大規模災害時において公助負担への期待が大きくなることはかえって危険を招く恐れがございます。

そういったことを踏まえ、現在東京都西多摩保健所では、西多摩圏域の透析医療に関す

る雪害対策支援検討会を立ち上げ、東京都、市町村、医師会、医療機関、介護事業所等から委員を選出し、西多摩圏域における雪害時の人工透析患者への支援体制について官民の枠を超えて協議をしているところでございます。

保健所においては、雪害時の行動を啓発するため、透析医療に関する雪害対策の手引を医療機関、患者本人、支援者向けに作成し、配布するなどの対策が実施されております。

町といたしましてもこれらの動きに合わせ、東京都や医療機関とも連携しながら、災害時における人工透析患者の安全な通院のため、支援していく所存でございます。

次に、2点目の質問、町内における人工透析治療施設の設置に関する方針についてでございます。この件に関しましては、過去の議会においても何回か同じような質問が提案されました。その際にも検討して答弁をしているところでございます。

以前の答弁の際にもお答え申し上げておりますが、人工透析治療施設において30人の透析患者に対応するためには、おおむね8台のベッドを含む大規模な設備を設置しなければならず、その費用として1億円程度は必要であります。

仮に町の施設で建設すると想定いたしますと、設備費用に加え、施設用地に係る費用、施設に収容する建物の建設費用、患者を送迎するために必要な車両に係る費用、治療に携わる医師、看護師、技師、事務職員、運転手など施設に勤務する職員の人件費など、莫大な町の費用負担が生じることが予想されます。

30名ほどの町内の人工透析患者の皆様が現在まで長く通院し、通いながっているかかりつけの医療機関から町が設置した施設に変更していただけるかどうか不明でございます。その全員が新施設に通院したとしても、雪害時の除雪対応が国道や都道ではなく、自宅付近で行われていることを考えると、少なくとも除雪負担に関する現況の問題の解決とはなりません。

さらに申し上げますと、現在医療保険に対して新たに人工透析にかかる医療費を抑制するため、糖尿病性腎症重症化予防事業の実施が国を挙げて推奨されております。町でも国民健康保険被保険者を対象とした重症化予防事業を実施しているところですが、この事業を始めとした生活習慣病予防事業が成功し、町の人工透析患者が減少していくこととなると、逆に患者が減ることになり、当然ながら施設の経営が立ち行かなくなるという可能性も考えられます。こういった経営リスクを考えますと、町外から民間の医療法人を誘致するという方法も非常に難しいことと言わざるを得ません。

ちなみに、近隣の青梅市内で人工透析の専門治療を行っているクリニックに問い合わせたところ、1日当たり最低でも30人から35人の患者さんを治療しないと経営的に採算が

とれないというお話でございます。これを実際の人数で見ますと 60 人から 70 人の患者さんが必要であるということで、町内で施設を運営しても町民の患者さんだけではとても採算が合わないことを意味しております。

実際、介護保険の在宅サービスを担う民間の事業者が町内に 1 件も存在しないのは、利用を見込める対象者の少なさと送迎サービス等の効率性の悪さにより採算が合わないことも主な原因の 1 つであると思われまます。

こうした状況を総合的に考慮しますと、近くに治療施設があることで人工透析患者本人やご家族の負担の軽減につながることは理解いたしますが、町の現在の財政状況が非常に厳しい中、新たに人工透析治療施設を建設することは非常に難しいと言わざるを得ません。

町といたしましては、施設の整備といったハード面での対策だけではなく、先ほど 1 つ目の質問にお答えした際に申し上げましたように、東京都や医療機関、地域の関係者との連携といったソフト面での対策をさらに充実させることで、引き続き人工透析患者の皆様への支援に努めていくとともに、人工透析にならないための健康づくり事業の充実と、こうした事業に多くの住民皆さんが参加することで、少しでも人工透析患者を減らせるよう努めてまいりたいと思っております。

先ほど申し上げましたけれども、もう 20 年前にこういう問題が提起されて、一回検討いたしました。人工透析患者は、大島に、実際には大島は島でありますから、内地まで出てこられないということで人工透析をやっております。そこに奥多摩病院の院長以下、関係職員を派遣して調査をいたしました。そのときにいろいろな問題点がありましたけれども、まず質問でお答えの中ではお話をしておりませんが、人工透析患者を診るには専門の医師が 1 人必要であるということ。それからもう一つは専門のテクニシャンという看護師が必要である。そういうスタッフがきちっとそろわないとこの問題をやっていけないという問題がわかりました。そのときの費用負担等々についても試算をいたしました。もちろん島ですから、島から内地まで来るということはできませんから、大島ではやっておりますけれども、私たちの町は陸続きであります。したがって、青梅を含めて近隣にそういう透析患者を診ていただく人は今たくさん出てきております。当時としては青梅総合病院には透析患者のベッドはございませんでした。新しくそのとき 25 のベッドができました。そういうところを使っていたきたい。あるいは今、非常に青梅市では透析をやるお医者さんが多くなりましたけれども、当時は少なく、八王子のほうまで通っている患者さんもおりました。

そういうことを踏まえながら真剣に検討して費用対効果の問題、あるいは送迎の問題等、

検討した結果、町がやるよりは近隣のそういうところを利用していただいたほうがより効率的であるということがわかりました。

それからもう一点は、そのときに患者さんにアンケートをとりました。町がもしそういうことを最終的に施設をつくった場合にはかかりますかというアンケートをした結果、自分の命の問題であるから、最初から八王子であれ、あるいは立川であれ、青梅であれ、そういう透析の施設に行っている以上、新たにできたところにはかからないという結果が出ました。そういうお答えを過去の町議会の中で検討結果をお伝えいたしてご理解をいただきました。

現在の段階では、青梅を含めて送迎をきちっとしていただきますので、この送迎の問題、あるいは近くの新設等を含めて対応している状況でございますから、町にこの施設をつくるというのは、ほかのいろんな意味での町民の負担が増えるということでございますので、そういう点で理解を得たいなというふうに思っております。

また、4年ほど前の大雪の状況でございますけれども、このときは本当に第一に命の問題でありますから、透析患者を把握し、透析患者の皆様方については国道、都道、それから町道を含めて通れるようにすると同時に、その患者さんがもし行けないということであれば、職員を動員して3日間にわたって送迎をし、透析患者さんを青梅まで送りました。まだ記憶に新しいと思いますけれども、奥多摩町から青梅境までは1日か2日でほとんどの雪が除雪をできました。そういう対応もいたしました。青梅市内が非常に除雪ができていなかったもんですから、透析患者さんは長い人では往復6時間をかけて職員が送迎をしたということも事実でございます。

こういうことを踏まえながら、西多摩建設事務所を含めて国道・都道を管理する管理者に積雪があった場合にはこういう問題は大きいので、まず道路をきちっと除雪をしてほしいという要望をし、今回2日ほど雪が降りましたけれども、そのときにはきれいに道路がなりました。4年前には1週間にわたって雪害対策に当たり、また、自衛隊等の派遣をして孤立対策もやりましたけれども、そういう状況等を踏まえながら今後とも透析患者さんの命を守るために、さっき答弁で申し上げましたように、いろんな意味での対応を図っていきたいというふうに考えております。

しかしながら、これは自助、共助、公助という部分でございますから、全体が公助でやれるということになりますと、一般的な厳しい財政事情の中で、ほかの財源を使いながらやるわけですから、費用対効果の問題等含めて自助でやれる部分については自助をしていただきたい。あるいは共助でやれる部分については事前にわかるわけですから、そういう

問題にも協力しながら、多くの人たちの理解を得ていきたいというのが今の私の考えでございます。

今後ともいろんな問題が起きると思いますけれども、透析患者さんがいかにして透析がきちっとできるかということはもちろんでございますけれども、今申し上げましたようなことも踏まえながら、お互いに自助、共助、公助を理解しながら進めることが肝要ではないかなというふうに考えております。

○議長（師岡 伸公君） 石田芳英議員、再質問はありますか。どうぞ。

○6番（石田 芳英君） 大変ご丁寧なご答弁どうもありがとうございました。

今回、人工透析治療施設の充実というテーマで質問させていただきましたけれども、非常にきめ細かい対応をされているということと、今後は西多摩保健所の雪害対応の支援もあるということでございますし、また、西多摩建設事務所の雪害の対応も協力してやっただけということでございますので、今後もよろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、昨日、人工透析治療施設創設要望書の発起人で、責任者である海沢在住の大橋望彦医学博士に確認しましたところ、現在、人工透析治療施設創設に賛同され、署名された方々は町内で約500名に上るとのことでございます。大変多くの方々がこの透析に関して大きな関心を有され、また署名されているということも事実でございます。患者さんにとってはなかなか声に出して言えないこともご家族の方々、あるいはご親戚の方々、あるいはご友人の方々、そして町民の方々のご本人になりかわって署名されているのかなというような気もします。私たちも長期的な課題としてこの要望を受けとめて、どういう形でなるかわからないですが、実現していかなければならないのかなというふうに思っております。

いろいろと対応されているということでございますので、理事者の皆様方におきましては、どうかなお一層安心・安全のまちづくりにさせていただきますようお願い申し上げます。私からの質問は終わりにしたいと思います。特に再質問はございませんので、これで終わりますので、どうもありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、6番、石田芳英議員の一般質問は終わります。

次に、1番、木村圭議員。

〔1番 木村 圭君 登壇〕

○1番（木村 圭君） 1番、木村です。

私のほうから1問質問させていただきます。コミュニティ・スクール経過状況について。奥多摩町ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が奥多摩中学校に平成29年度より導入されました。

コミュニティ・スクールとは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで一緒に協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める法律に基づいた仕組みです。

コミュニティ・スクール導入から1年がたとうとしています、これまでの経過状況についてお聞かせください。

また、平成30年度から古里小学校、氷川小学校に導入されると伺いました。それに向けての展望についてもお聞かせください。

コミュニティ・スクール化により、子どもたちの健やかな成長と質の高い学校教育の実現と地域の活性化が図られていくことを大いに期待いたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 1番、木村圭議員の一般質問、コミュニティ・スクールの経過等でございますけれども、これはちょうど1年前に奥多摩中学校から始めまして、来年小学校にやっていくという状況で、今それに教育委員会、関係者が真剣に取り組んでいるところでございます。

町と教育委員会の関係でございますけれども、総合的な編成会議ということも含めて、しっかりとそういう内容についても承知をしております。しかし、実際に実行しているのは教育委員会の所管事項でございますので、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（師岡 伸公君） 教育長。

〔教育長 若菜 伸一君 登壇〕

○教育長（若菜 伸一君） 1番、木村圭議員の一般質問、コミュニティ・スクールの経過状況についてにお答えをいたします。

地域との協働により学校教育の充実を図るため、平成29年4月、奥多摩中学校をコミュニティ・スクールに指定をいたしてから1年が経過をしようとしております。

このコミュニティ・スクール導入の目的でございますが、地域、学校、保護者が一体となり、奥多摩町の子どもたちのよりよい成長を支える学校をつくることにございます。

具体的には地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条第5項に決められました学校運営協議会を置き、協議会委員と校長が特色ある学校をつくるための協議を行い、学校経営方針の具現化に向けて一体となって教育活動を進めていくというものでございます。

この学校運営協議会の委員は、地域住民を中心に、町内の保育園、小学校、中学校関係

者、学識経験者の中から町教育委員会が任命をいたしました 11 名の委員で構成をされております。

今年度は6回の学校運営協議会を奥多摩中学校で開催をし、町の中学生の実態、学校の教育活動の共通理解を図り、子どもたちのよりよい成長に向けた協議を行ってまいりました。

具体的な協議内容をご説明いたしますと、昨年4月に第1回目となる会議をもちまして、学校経営方針、教職員組織、学校予算、学校施設等について校長から報告を受け、奥多摩中学校の教育活動の方向性を共有することから始めました。

次に、6月には第2回を開催し、次年度の教職員の任用について、学校長から報告を受けました。これは学校運営協議会には、教職員の任用に関して意見を述べる役割が求められているためでございます。学校経営方針を具現化するためにはどのような教職員が必要なのか。また、地域の代表である委員のご意見を参考にしながら、よりよい教職員組織を築いていくことが大切となっております。

10月には第3回を開催し、委員の皆さんに実際に子どもたちの授業の様子を視察をしていただきました。学校への支援のあり方を多面的・多角的に協議をしていただくために、子どもたちの学校生活、教員の指導の様子を知ってもらう場を設定したところでございます。

また、第4回は11月に、第5回は今年の1月に開催をし、それぞれ学校経営方針の承認について、部活動のあり方について、小学校のコミュニティ・スクール化について、中学生の学力・体力・運動能力について、学校支援の現状についてなどの報告と協議を行いました。

最後の第6回でございますが、3月2日に開催をし、次年度の教育課程の承認を行い、奥多摩中学校の教育活動の内容をご理解をいただいた上で、学校現場と学校運営協議会が同じ方向を向いて教育活動を推進していくことを確認をいたしました。

今後、学校が教育活動の充実を図るためには、地域人材を活用する際には、学校運営協議会に所属をする支援コーディネーターが、学校が求める地域人材を探し、講師の依頼をしていくこととなります。この支援コーディネーターにつきましても地域の実情に精通をされている住民2名を任命をさせていただいたところでございます。

既に今年度、奥多摩中学校におきまして地域人材を講師として招聘して行った授業が実際に行われております。第1学年では総合的な学習の時間において、地域の産業への理解を深め、地域の一員として進んで社会に貢献しようとする態度を育てることを狙いとして

授業が行われ、治助芋の調理、奥多摩産材を活用した木工の製作、ジビエ料理を体験する学習活動にそれぞれ町に住む方を指導者としてご参加をいただき、町ならではの特色ある教育活動の推進に支援をいただきました。生徒たちは同じ町に住む指導者ゆえに親近感が生まれるとともに、その道の専門家から指導を受けるということで、学習内容に対するより深い理解につなげることができました。指導する側の地域住民の方も自身の専門性が役立つ有用感が得られるとともに、子どもたち及び学校との距離が縮まり、これからも自身の力を学校教育に役立てていこうという思いを持っていただけたように感じております。

次に、このコミュニティ・スクールの今後の展望についてでございますが、平成 30 年 4 月から古里小学校、氷川小学校にも導入をいたします。これによりまして奥多摩町の公立学校はすべてコミュニティ・スクールとなり、西多摩地区では奥多摩町が全校導入をする初めての自治体となります。

小学校は子どもたちの発達段階から学校の教育活動など、多くの場面でさまざまな地域住民の支援が求められると考えております。例えば学校から依頼された授業や行事への参加に始まりまして、校外学習訪問への協力、掲示物や地域教材の作成、また、学校畑や花壇などの整備の教育活動の後方支援、登下校時の通学路、また、J R 青梅線の各駅やバス停での見守り、放課後の遊び場での指導など学校外での安全な生活への支援など、中学校より多くの支援の場が考えられます。

また、奥多摩中学校の学校運営協議会委員を 4 月からは町内 3 校の学校運営協議会委員に改めて任命をすることで、小学校・中学校 9 年間を見通して、小学校と中学校のより一層連携した一貫的な教育の推進、教育活動の充実を図るための協議を行っていきたいというふうに考えております。

町はコミュニティ・スクールを導入する以前も、学校の教育活動に対して地域住民からさまざまな協力をしていただいているところではございますが、少子化の流れの中で学校に通う子どもが減少し、教育活動にかかわることができる保護者も減ってきている傾向でございます。これからますますの教育活動の充実、発展を図るためには、小学校・中学校に子どもが通っていない住民の方々からお力をおかりすることが必要になってきております。

このたびのコミュニティ・スクール導入の大きなねらいでございますが、このように地域住民の力をおかりをいたして教育活動のより一層の充実を図るということはもちろんでございますが、多くの地域住民がお持ちになっている能力、あるいは経験を生かして、子どもたちとの関わりを持つことでご自身の生活を豊かにし、しいては高齢化が進む地域社

会の活性化につながることも期待をしているところでございます。

町教育委員会といたしましても地域、保護者、学校が一体となり、町の子どもたちのよりよい成長が支えられる、そのような小・中学校をつくっていきたいというふうに心から願っているところでございます。

○議長（師岡 伸公君） 木村圭議員、再質問はありますか。どうぞ。

○1番（木村 圭君） 再質問ではありませんが、一言お礼を申し上げたいと思います。

大変詳しい答弁ありがとうございました。児童・生徒の減少している中、学校、家庭、地域の協力を得てバランスよい教育力が上がり、ますます重要になると思っております。将来を担う子どもたちがよい教育環境の中で学べる学校づくりをぜひお願いしたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、1番、木村圭議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時15分から再開いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12番、須崎眞議員。

〔12番 須崎 眞君 登壇〕

○12番（須崎 眞君） 1問質問させていただきます。

アダプト・ア・ロード事業における道路環境の改善に向けた取り組みについて。

道路管理に関する要望、苦情については、これまでも毎年各自治会及びPTAから数多くの要望があると伺っております。

道路上の安全、快適に対しては、道路管理者の責任として総延長の長い距離の町道を維持管理しているわけですが、町が行う道路管理だけでは十分に管理が行き届かない側面があると考えられますので、維持管理の軽減を図るためにも町が管理する道路用地などの公共財産を町民や各種団体の皆さんの自主的な活動により、道路環境改善に向けた花壇の育成や道路の清掃活動、道路利用マナーの向上の啓発活動などに取り組んでいただき、町民と行政の協働の観点から国土交通省などで制度を創設しておりますアダプト・ア・ロード

事業の導入制度の検討を図ってみたいかがでしょうか。

これまでも行政が行ってきた公共用物の管理を町民が代わって行うというよりも、地域住民が生活環境をより快適にするための清掃や植栽活動ととらえることができ、行政はこうした活動の後押しを行い、保険への加入や清掃用具の提供などを行い、地域住民が生活環境をより快適にするようなごみ拾いや植栽を行うもので、これまでも地域コミュニティの中で住民が行ってきた年1回の自治会の一斉清掃の活動がありますが、近年は少子高齢化の影響で人口も減少になり、マンネリ化、もしくは衰退してしまった地域の活性化、さらに地域コミュニティが希薄な地域のコミュニティ再生に貢献し得ると考えられます。

そこでこのアダプト・ア・ロード事業について、町民、各種団体、企業が事業の仕組みを理解していただき募集を行い、登録してもらい、新たな取り組みとして、町民、団体、企業の協働によるまちづくりを推進していくことが大事だと考えますが、今後の道路環境の改善に向けた取り組みについて、町のお考えをお伺いします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 12番、須崎眞議員の一般質問にお答え申し上げます。

アダプト・ア・ロード事業における道路環境の改善に向けた取り組みについてであります。この事業の目的は、行政が管理する道路用地などの公共財産を実施団体の皆さんの自主的な活動によって、よりよい空間にしようとする制度でございます。自分たちの町を自分たちの手できれいにしたいと行政と協定を結んだ実施団体の皆さんが道路環境改善に向け、花壇の育成や道路の清掃活動、道路利用マナー向上の啓発活動などに取り組むもので、全国の各自治体で多くの人たちが活躍をしております。

この制度は、平成10年6月に徳島県神山町の取り組みをきっかけとして、主に地方公共団体で展開され、その数は増加傾向にあり、平成24年には活動者数が全国で200万人を超える状況にあります。

また、国土交通省においても快適な道づくりを進めるために、地域住民や企業に道路の美化清掃への参加を求めるという取り組みとして、ボランティア・サポート・プログラムを進めております。ボランティア・サポート・プログラムとは、国土交通省が直接管理している道路、直轄国道と言いますけれども、対象とした道路の美化・清掃プログラムで、道路を慈しみ、住んでいるところをきれいにしたいという自然な心を形あるものにしようと考え出されたアメリカのアダプト・ア・ハイウェイ・プログラムからヒントを得たものであります。

実施団体、ボランティア活動を行う団体が、道路の簡単な清掃や美化活動を行うことを協定で確認し、その協定の内容に従って活動を実施するもので、道路管理者は清掃用具等を貸与し、支給し、実施団体名入りのサインボードを立てて実施団体の活動を公表しております。

現在、東京都内でアダプト・ア・ロード事業の取り組みを行っている区市町村は、区で12区、市で14市が活動しており、近隣の市町村では昭島市、福生市、羽村市、あきる野市がこの制度を導入して、行政と市民団体等は協定を結んで、一般道路、公園、河川等の美化活動に取り組んでおります。

事業の実施に当たりましては、行政が事業の制度の周知を行い、実施要領で目的を示し、推進に当たっては、実施団体、道路管理者、協力者の三者で基本となる協定を結んだ上で、具体的な作業回数などを取り決めることとしております。

この事業の背景には、これまで行政が行ってきた道路維持管理において、国・地方公共団体とも予算面、体制面で非常に厳しい状況にあることから、これまで行政が行ってきた公共物の管理を町民が代わって行うというよりも、地域住民がみずから生活環境をより快適にするための道路清掃や植栽活動をすることで、議員が申されますように、地域コミュニティの再生や活性化につながると考えております。

現在町が管理している道路につきましては、住民皆様からの苦情や要望等に対して、限られた予算と人員の中で最大限の努力をしておりますが、広い管内の中、町道だけでも334路線もあり、十分に管理が行き届かない場所があるのも事実でございます。このようなことから奥多摩建設業協会では、自主的に道路及びカーブミラー等の清掃を実施していただき、小河内地域では地域のガードレール等も清掃も行っていたいております。

アダプト・ア・ロード事業は、住民に身近な公共物の管理は、住民の権利でもあるとの基本的な認識に立ち、住民と行政の合意のもと、住民や各種団体が郷土愛、地域愛を念頭にきれいで快適なまちづくりが展開されております。

このため議員から提案をいただきましたアダプト・ア・ロード事業につきましては、新たな住民との協働の事業であるというふうに思っております。

再三にわたっていろいろお話をしておりますけれども、町の全域が非常に広大である。あるいは町の財政事情というのは脆弱な町でありますから、町民が一体となっているような事業を実施するというのは必須であります。そういう点では、すばらしい提案をいただきましたので、ぜひ住民の皆さんに理解をいただきながら、こういう事業を推進することによって費用対効果、あるいは自分たちの地域を愛する、そういう心も含めて、現実には今、

地域の住民の皆さんは自治会を中心にして非常に絆が強く実行していただいておりますけれども、提案をいただきましたようなきちっとした協定を結びながら、その方法等を含めて直ちに実行できるような体制をつくってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。大変ご提案ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 須崎眞議員、再質問はありますか。どうぞ。

○12 番（須崎 眞君） 質問ではないですけど、大変前向きの答弁ありがとうございました。ぜひ住民にこのような意識を持って、いろいろ自分たちの地域は自分たちでもよくするんだということ、また企業の人たちと一緒にやってやれればと思いますので、ぜひ前向きに検討をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、12 番、須崎眞議員の一般質問は終わります。

次に、9 番、原島幸次議員。

〔9 番 原島 幸次君 登壇〕

○9 番（原島 幸次君） 9 番、原島です。

それでは、1 点質問させていただきます。薪ストーブ設置に伴う補助金についてでございます。

近年、暖房や料理に薪を活用する動きが広がってきております。2011 年 3 月に起きた東日本大震災での計画停電を機に、自然エネルギーへの関心が強まりました。

林野庁によると、薪は煮炊きや暖房などに広く使われておりましたが、灯油や電気の普及で 1960 年代から生産量が大幅に減少し、2006 年には 2 万 625 立法メートルまで落ち込んでおります。その後、増加傾向にあり、昨年は 5 万 1,875 立方メートルとなっております。

当町は、総面積の 94%を森林が占めております。そのため都の森林再生事業、町の日照確保対策事業、ボランティア活動等により間伐が行われておりますが、現状では間伐材はそのまま放置されております。そのため町に観光に来た方や登山客から見てもよい印象は受けません。また、大雨等で間伐した木材が流失し、大災害にもつながりかねません。

環境保全の意識の高まりなどから、薪ストーブのよさが見直され、特に震災後に設置する家庭が増加し、また、浴場などの公共施設で薪ボイラーの導入する動きも需要拡大につながっております。林業振興を目的に薪ストーブの設置を支援する自治体も出てきております。

当町においても、豊富な間伐材の有効活用を推進するためにも薪ストーブの家庭での設置に伴う補助金について、町のお考えをお伺ひいたします。よろしくお願ひします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 9番、原島幸次議員の薪ストーブ設置に伴う補助金についての一般質問にお答え申し上げます。

奥多摩町の行政面積の94%が山林で占めております。町の重要な資源であり、森林整備の活性化を図り、資源を活用することは地域産業の活性化を図ると同時に、森林の持つ土砂災害等を防止する国土保全機能、水源涵養機能の活性化を図ることにもなります。

かつて木材は木炭や薪として、住民の日常的なエネルギー源として多用されておりましたが、昭和30年代後半のエネルギー革命を経て、主要なエネルギー源ではなくなりました。

しかし、その公益的機能を果たすためには適切に整備・保全することが重要であります。木材の輸入自由化以降、国内材の価格低迷により林業の採算性は極度に悪化し、その結果、森林の伐採、利用、植栽、保育という循環ができない状態にあります。

また、林齢から見ると、日本の人工林は育てる時代から木材を利用する時代を迎えており、整備・保全をしながら木質エネルギーへの活用など、木材利用の拡大を目指すことで林業を再生しようとしております。

町では平成14年度より東京都からの受託事業である多摩の森林再生事業（間伐）を、平成18年度からは花粉症発生源対策事業（枝打ち）を実施し、花粉症発生源対策事業は10年間の時限を持って終了し、平成28年度からは水の浸透高める枝打ち事業として森林整備事業を実施しております。この事業は、木材価格の低迷等により管理されず、荒廃が進んでいる杉・ヒノキの人工林を健全な森林に再生して公益的機能を回復させることを目的としております。

しかしながら、木材は近年では再生可能エネルギーの一つとして再び注目されており、森林の適切な管理により再生産ができることから、エネルギー源として持続的に利用することができ、また、木材を化石燃料のかわりに利用することは化石燃料に由来する二酸化炭素の排出を抑制することにつながります。

主な利用としましては、木材を小片に切削・破碎した木質チップやおが粉等を圧縮成形した木質ペレットとして木材のエネルギー利用が進められております。現在、木質バイオマスを始め、太陽光、風力、小規模水力、地熱など、さまざまな再生可能エネルギーの利用促進が全国的に注目を集めているところでございます。

一般的に木質バイオマス燃料といわれる木材は、伐採した木材を割って薪として利用す

る方法や、木材をチップやペレットに加工して使う方法などに分けられますが、既存の灯油ボイラーから木質ボイラーへの転換により、地球温暖化の大きな原因となっております二酸化炭素の排出量の削減にもつながります。

町内においても、奥多摩都民の森では、東京都により木質ペレットボイラーを導入し、また、ロビーには薪ストーブを1台設置し、山のふるさと村では、同じく東京都によりキャンプ場のケビンに木質ペレットストーブ20台が設置されているほか、同じく山のふるさと村のビジターセンターでは、薪ストーブを1台設置し、風力及び太陽光発電、水力発電装置も設置され、施設の電力の一部を賄っております。

町の施設では、平成22年度に木質バイオマス利活用可能性調査と木質バイオマスボイラー導入設計を行い、平成23年度に川苔山登山口の細倉橋に小規模水力発電施設とバイオマストイレを設置するとともに、もえぎの湯に木質チップを利用した木質バイオマスボイラーを東京都の支援により導入をいたしております。

現在、もえぎの湯の木質バイオマスボイラーの燃料となる木材チップにつきましては、町内大沢入りに東京都が建設し、公益財団法人東京都農林水産振興財団が管理しております製造工場から製造したチップにより全量を賄っております。また、もえぎの湯では、木質燃料を町内の木材で賄い、森林資源の有効活用を促進し、かつ地域経済の活性化を図るため、平成25年度から森林所有者、ボランティアが搬出した間伐材の買い取り制度をスタートし、買い取りの一部を町内の登録店でのみ利用することができる地域通貨で賄うことで、あわせて町内の地域振興を図っているところでございます。

平成28年度の実績では、もえぎの湯への木質チップ搬入量は193.95立方メートル、年間消費量1,300立方メートルの約15%程度を賄っている状況であります。森林再生事業等で発生する間伐材を木質チップ化することで、もえぎの湯の木質バイオマスボイラーの全量を賄うことを目標にしております。

このようなことから、ご質問の薪ストーブ設置に対する補助金につきましては、この目標が達成され、木質チップや薪の供給量が多くなった時点で、他の公共施設や各家庭に木質ボイラーや薪ストーブの設置に係る補助金制度や燃料となる薪のあっせんなども含めて検討してまいりたいと思っております。

今申し上げましたように、あるいは先ほどの答弁でもご回答いたしましたけれども、この一番のネックは間伐した、そのまま寝かせてある木材をいかにして出すかということが一番の問題点でございまして、そのためにボランティア、あるいはそれをチップ工場まで持ってきた人については、2分の1を買い上げ、2分の1を通貨でやるという制度が現実

にございます。ございますが、なかなかその制度が機能していないという状況でございます。これを機能できるようにすることによって、チップにする材料の供給確保を図るといふことに宣伝をしているところでございます。

申しあげましたように、公共施設のところだけは今チップを使いながらやっているんですけども、なかなかそのチップの材料が需要と供給に間に合わないという状況でございます。これをどのようにしてこれから高めていくかということが一つの課題でございます。

また、木質のチップではなくて、木質を使いました部分についても、これもペレットを使ったストーブというのは現実には今子どもたちのために古里保育園で使っております。このペレットは、今町では製造してなくて、日の出で製造し、それを買ってきて利用するという状況でございます。できれば町の中の資源であるものをいかにそこに結びつけるかということをもまず第一にしていきたいなというふうに思います。

このストーブ、チップであろうが、いろんな部分であろうが、火を見ることによって人の気持ちが温くなるという部分もございます。それから非常に長くストーブの場合には部屋の中全体が温まるという効果もありまして、この点も含めて、今、議員から提案があったようなところまで持っていきたいというのが当初の目的でありますので、その目的を達成するべく努力をしてみたい。一定の需要と供給のバランスがとれた段階では、さらに住民の人たちにそういうところまで波及をしていくということをやっていききたいなというふうに思っております。

特に東北においては私自身も現場を見て来、現実にはストーブを一般家庭に供給をしながら助成しているところもございます。そういうことは十分承知しておりますけれども、今申しあげましたような基本的な部分がまだ完成形に至っておりませんので、その完成形にするために今後とも努力をしてみたいというふうに思っております。大変ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 原島幸次議員、再質問はありますか。どうぞ。

○9番（原島 幸次君） 大変ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

現在薪ストーブを使っている家庭もおりますが、薪ストーブは煙突から煙が出るので、近所とのトラブル等も発生いたします。周りに説明したり、あるいは実物を見てもらったり、また、隣家に近い場合は洗濯物を干す時間帯はストーブを使わないなどの配慮をする必要があると思います。今後もし補助金が出たり、あるいは積極的に町のほうからストーブを使うようなことがあれば、行政のほうからもストーブの利用に対する注意事項等もお

っしゃっていただければ大変ありがたいと思います。

特に再質問ではございませんが、大変ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、9番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

次に、8番、高橋邦男議員。

〔8番 高橋 邦男君 登壇〕

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

では、2件質問させていただきます。

1件目なんですが、消滅可能性自治体であると指摘されてについてです。

平成26年の日本創成会議において、2040年には奥多摩町が存続できなくなるおそれがある消滅可能性自治体であると指摘されました。その根拠として、町の2040年における若年女性人口、20歳から39歳までを指します、が2010年と比較して50%以上減少するからだと言っています。2040年は決して遠い未来の話ではなく、すぐそこに迫ってきています。この少子高齢化・人口減少問題は日本全体の問題であり、一つの町だけで解決できる問題ではありません。では、町としては何ができるのか。何をやらなければならないのか。

そのような中で、奥多摩町では十数年前から少子化・若者定住化対策を最重要施策として推進し、子育て環境づくりに努めています。この子育て環境づくりとともに、地場産業の振興、雇用の確保など、町として取り組むべき施策は数多くあります。でも、町を元気にする環境づくりのために住民が主体となったまちづくり・地域づくりが欠かせないのではないのでしょうか。住民が元気こそが町政運営の根幹であると思います。住民主体といっても、そのきっかけというか、後押しをするのは行政の役割であります。

町には既にリタイアした元気な皆さんが数多くいらっしゃいます。まだまだそのエネルギーを出し切れていないのではないのでしょうか。もっと活躍する場、働きがあればと願っています。

この消滅可能性自治体を返上するためにも住民皆さんの力をかりたオール奥多摩で立ち向かう必要があるのではないのでしょうか。

そこで次の質問にお答えください。

1つ目、消滅可能性自体に指摘されたことを町はどのように受けとめていますか。

2つ目、今後町政運営の中で町が推進している子育て支援・若者定住化対策とともに、重要視している施策についてお聞かせください。

2件目の質問です。学校教育にさらなる地域の力を、地域の学校を目指してについてで

す。

昔の小・中学校には地域の学校というイメージがありました。地域の関わりも深かったような気がします。

ところが、現在の日本社会では、学校教育への期待が肥大化し、学校に対して負担をかけ過ぎているように見えます。そして地域の関わりも薄くなってきているのではないのでしょうか。また、学校における人間関係は、どちらかというところ、教師と子どもによる年齢的な上下関係と同世代の仲間という水平的な関係によって構成されています。子どもが成長していく過程では、やはり多様な人間関係が必要であります。

一方、町内の小・中学校では、伝統芸能の伝承、あるいはスポーツ・音楽指導などにおいて地域の力を生かした取り組みが見られます。また、学校教育やさまざまな教育活動の発表会へも地域の皆さんを招き、地域に開かれた姿が見られます。でも、まだ地域の力を生かせる場面もあるのではないのでしょうか。

そこで次の質問にお答えください。

1つ目、町内小・中学校の教育活動における地域の力を生かした取り組みの現状と課題をお聞かせください。

2つ目、教育活動における地域の力について教育委員会の考えをお聞かせください。

よろしくお願いします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 8番、高橋邦男議員の一般質問にお答え申し上げます。

高橋議員からは2点のご質問をいただいておりますが、2点目の学校教育にさらなる地域の力を、地域の学校を目指してにつきましては、教育委員会の所管となりますので、後ほど教育長から答弁をさせていただきます。

初めに、消滅可能性自治体に指摘されたことを町はどのように受けとめるかについてでございますが、これは平成27年5月に増田寛也元総務大臣を座長とする日本創成会議の人口減少問題検討分科会が20歳から39歳の若年女性人口の減少率に着目し、2040年までに全国1,799市区町村のうち、約半数に当たる896の自治体が消滅するおそれがあると示し、マスコミ的にも政治的にも大きく取り上げられ、国も地方も人口減少問題への対応を強化しなければならないという流れが生まれました。

このいわゆる増田レポートは、全国の自治体関係者にとって非常にショッキングな内容であり、奥多摩町につきましては全国で43番目、都内では消滅する可能性が最も高い自

自治体として公表され、町としても大きな衝撃を受けたところでございます。

一方、この推計方法につきましては、出産適齢期の女性人口の推移による分析で、短絡過ぎること、具体的には2005年、平成17年から2010年、平成22年にかけての人口移動率から算出した20歳から39歳の女性が半減するという、集計をもとに自治体の消滅をうたっております。2011年、平成23年の東日本大震災をきっかけに進んでいるふるさと回帰、田園回帰と呼ばれる都心から地方への人の動きが加味されてないことなどから、推計・解釈自体に問題があるとも言われております。

議員が申されますように、実際町を構成している住民には、元気なシニア層や他の年齢層の女性も男性もおります。町としまして、これまでに各種の少子化・若者定住化対策に取り組んできておりますが、増田レポートには、そういった過疎地域の自治体が行ってきた主体的な取り組みが今後増えてくるであろうことが推計要因として考慮されておられません。論理的な飛躍なども感じられるところでもあります。

ただし、メディアはデータ分析の手法ではなく、自治体の半数が消滅する可能性があるという分析結果に注目しており、この推計だけで国の施策や世論が構築されていくことがないのか懸念しているところでございます。

名指しして町の将来の可能性を消滅と示されたことにより、住民意識の中にあきらめの気持ちを広げることにならなかったのかという思いをめぐらすとともに、今後さらに町の地域特性にマッチした取り組みの方向性など、改めて方法論を含め、確認する必要性を認識しつつ、一歩ずつ着実に地域の方々と前向きな可能性について検討し、共有化を図ってまいりたいと考えております。

今後町政運営の中で、町が推進している子育て支援・若者定住化対策とともに重要視している施策についてであります。昨年7月に開催されました町も加盟する全国水源の里連絡協議会の地方創生首長勉強会において、日本の農山村研究第一人者である明治大学農学部・小田切徳美教授が「新しい地域政策とその方向性」と題して講演をされました。この講演では、東京圏と農山村について考える上で関係人口という概念が若者の間で急速に広がっているとお話がありました。現在の若者は非常に多様であり、例えば余り思いはないが、農山村に住みついた人もいれば、強い思いはあるけれども、定住せず、心を込めているいろんな形、特産品の購入やふるさと納税、あるいは頻繁な訪問等で地域を応援している人もいるということをお話されております。

これらの行為は関わりの階段という言葉で表現され、地域への思いと地域への定住志向性の双方が強まれば、移住、定住につながってくるということであり、ここに至るまでに

は、ただいま申し上げましたように、段階があって、なおかつ多様だということを認識しなければならないと思っております。

そういった意味では、関わりの階段の段差をいかに小さくして上りやすくするかが必要となってくるとともに、母数である関係人口全体を増やす手段も考えていく必要があると説いております。

人口減少問題につきましては全国的な問題であり、一朝一夕に解決するものではないことは、これまでも事あるごとに申し上げてまいりました。その中で、町は昨年1年間の人口減少数が37人であり、これまでよりその減少スピードが鈍化してきていることは事実でございます。

今年度の施策といたしまして、旧古里中学校校舎を活用した昨年10月の日本語学校の開校に伴い、第1期生となる10名の学生が転入し、教職員等も複数名、町に在住することになり、地域住民との交流・連携も順調に推移をしております。同時に、IT企業関係者も同校を訪れており、今後サテライトオフィスも視野に入れたさまざまな展開も検討され始めております。また、川野地内の未利用町有地を活用した事業としまして、この3月下旬にオープンを予定しておりますグランピング事業につきましては、新たな客層の獲得を目指しており、これまでとは違った切り口で観光面と小河内地域の活性化が図られていくものと考えております。

指定管理者制度では、青目立不動尊休み処が新たな指定管理者のもとに4月にリニューアルオープンをいたしますが、リサーチや情報発信及び都内の系列ホテル等でのPR等も行いながらスタートいたします。

JRとの共催事業といたしましては、昨年11月に奥多摩駅前広場にて開催しましたおくたまマルシェが好評であり、平成30年度も第2回目を予定しております。地元の事業者を中心に、魅力的なイベントをすることで集客を図ってまいりたいと考えております。

町としましては、このような状況にかんがみ、新たな動きが始まっている中で、講演から得たヒントもこれからの施策に生かしながら、地域の関係人口を増やしつつ、将来的には雇用の場の確保も含めて粘り強く進めてまいりたいと考えております。

この問題というのは、先ほど増田レポートがやりましたけれども、少子高齢化の典型的な一つであります。考えてみますと、我々の世代では子どもが5人か6人いる家庭は普通でありました。しかし、少子・高齢化、あるいは晩婚化に伴いまして、一定の年齢のピラミッドが崩れております。これは1年や2年で解決する問題ではなくて、そのピラミッドを下に厚く、上に少なくしていく、そのためには長い間時間をかけてやるのはどうしたら

いいかというふうに考える必要があるというふうに私は考えております。

そういう意味で、この町を存続をして、頑張っていたいただいた高齢者の皆様が、何回も申し上げるようですけれども、健康で長生きして、自分の町で最期を看取りたい、その人たちを支えるために今、高齢者が 49%という高率でありますけれども、そういう部分では若者定住をしていただくということは、そのことを賄っていけないのではないかなというふうに考え、子育て支援の 15 項目、あるいは若者住宅についても 3 年ほど前から一定の戸数、あるいはそれ以外の町に住みたいという人たちを迎えるためのいなか暮らし支援住宅であり、また今回も提案しております若者支援住宅を新たにつくって、それを提供してこうと。そのことによって町のコミュニティの活性化、あるいは安全・安心のための消防団活動等も含めて、あるいは高齢者の皆さんの安全・安心のために、そういう人たちに来ていただき、その人たちに対する処遇の問題等も含めて、町に来て住みたい、あるいは町自身が好きだという人たちをどう迎え入れるかということが大きなテーマではないかなというふうに私は思っております。

そういう意味では、人口をただ単に増やすということではなくて、町が好きだ、あるいはそこに住みたい、そういう感情を持った人たちを長期にわたって迎え入れる、これは町の施策としても大事ですけれども、地域の住民の皆様がそういう気持ちを持って迎えると、その人たちと関係を深くするというのも大変私は重要だなというふうに思っております。

それはなぜかと申しますと、住民の増加対策としては、一つの例は多摩ニュータウンにあります。多摩ニュータウンは一度に人口を増やす、職住接近をして、そこに住んでもらおうというふうな施策をやりました。私自身個人的な考え方では、今やってみた結果としては失敗だったのではないかなというふうに思っております。あそこに残ったのは何かと云ったら、従来から住んでいる人たち、高齢者が残ってしまった。当時としては、あそこ関係する団体は、学校をつくるということに相当のお金を使いました。でありますので、町営住宅をつくって、一度に大量にここに住んでもらうということはやめました。毎年少しずつでもいいから、本当に町に住みたい、町自身に住み続けたい、そういう人たちの優遇を考えながらやっていくためにどうかというので始めたのが子育て支援であり、若者住宅であり、いなか暮らし住宅であり、今議会でも提案しております若者支援住宅であります。

今、緒に就きました。昨年 1 年間の減少の人口もお話ししました。平成 8 年から昨年まで平均的 120 人人口が減っております。それが意味ではとまってきたのは、そういう施策を打ってきたからであるというふうに私は確信しております。

したがいまして、そういうことを議員の皆様方に理解していただきながら施策を打つと同時に、もう一つは、ここに住みたい、住み続けたいという人が来たときに、住民の皆様が心を開いてその人たちを迎える、それが私は肝要ではないかなというふうに思います。

町として誇りを持ちながら迎え入れる、また、町に住む、あるいは住み続けたいという人たちが誇りを持ってこの町に住む、こういう基本的な心がないと、ただ単に統計上あらわれる数字、あるいはいろんなデータに基づく部分に迷わされず、着実に一步一步その政策に向かって今後も努力していきたいというふうに思っておりますので、町に住む人、Iターン、Uターンする人が少しずつ増えておりますので、その人たちに対する熱い心も議員皆さん、住民皆さんも声援して送っていただくことをお願いしたいと思います。

なお、以降の部分につきましては教育委員会の所管でございますので、後ほど教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（須崎 眞君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時から再開いたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番、高橋邦男議員への答弁から再開いたします。教育長。

〔教育長 若菜 伸一君 登壇〕

○教育長（若菜 伸一君） それでは、8番、高橋邦男議員の2点目のご質問、学校教育にさらなる地域の力を、地域の学校を目指してについてお答えをいたします。

町には町立学校として古里小学校、氷川小学校、奥多摩中学校の3校があり、それぞれが特色ある教育活動を展開をしているところでございます。中でも保護者や地域住民の協力をいただいて、地域講師として各教科等の授業で指導を行う教育活動、また、放課後子ども教室チャレンジ奥多摩での体験を通した子どもたちとの交流活動など、さまざまな場面で地域の力を活用した活動が行われております。

ご質問1点目の町内小・中学校の教育活動における地域の力を生かした取り組みの現状と課題についてでございますが、まず取り組みの現状として、授業での取り組みからとなりますが、古里小学校におきましては、出前授業と称して文化団体連盟のご協力を得て、

押し花、絵手紙、陶芸、うどんづくり、生け花などの体験学習を各学年の発達段階に応じて数多く実施しております。第3学年と第4学年では、地域住民のご指導を受けてワサビの植えつけ、収穫体験学習を行い、町の特産物を扱った特色ある学習に取り組んでおります。高学年では、地域の方から篠笛の吹き方を学び、町の伝統芸能に触れることに地域の力が役立っております。また、第5学年では国際理解教育の一環として、奥多摩日本語学校を訪問し、在籍するインドネシア、フィリピン、ベトナム出身の生徒との交流学习を去る1月26日に行いました。地域にある施設を活用し、新たに導入した日本語学校が子どもたちの国際理解学習を後押ししております。

氷川小学校におきましても3・4学年が地域住民のご指導により、ワサビの植えつけ、収穫体験を行っており、毎年ふれあいまつりに合わせて開催される農林産物品評会へも出品しております。第4学年の総合的な学習の時間では、町を活性化させる施策について河村町長を初め、町役場の職員にインタビューを行い、町の将来についての考えを広げる学習に取り組みました。そして地域住民の力をおかりしている教育活動の代表的なものとして、氷川獅子の学習がございます。氷川地区の10の獅子舞を合わせて氷川小学校独自の獅子舞を創作し、各地区の獅子舞指導者を招いて子どもたちが演舞指導を受けております。この結果、子どもたちは生まれ育った町の郷土芸能を習得することに喜びを感じ、郷土への愛着を高めることにつながっております。獅子舞など郷土芸能は、学校の教員ではなかなか指導できる内容でないため、地域住民の力がまさに生かされている典型であると考えております。

小学校の授業外の活動といたしましては、放課後子ども教室推進事業チャレンジ奥多摩が年間に32回実施をされております。将棋、絵手紙、百人一首、水墨画、木工工作、竹笛づくり、習字、押し花、リースづくり、つるしひなづくりが放課後に、また、陶芸、電子工作が夏季休業中に開かれ、文化団体連盟の会員などがそれぞれの趣味を楽しみながら、その楽しさ、おもしろさを子どもたちに体験を通して伝える活動が行われております。

一方、奥多摩中学校では、コミュニティ・スクール1年目として、地域人材を活用した授業を積極的に行っております。先ほどの1番、木村議員への一般質問答弁でも触れさせていただいたところですが、第1学年の総合的な学習の時間で、郷土の食材である治助芋の特徴を生かした新しいレシピを開発する体験学習について、町管理栄養士から指導を受けながら行い、治助芋と男爵の違いがわかるよう、それぞれの煮っ転がしをつくり、食べ比べを行いました。また、町食肉処理加工施設の委託先の職員のご協力によりまして、施設見学と、水と緑のふれあい館で鹿肉ハンバーグのジビエ肉料理を試食することができま

した。奥多摩産材を活用した木工製作体験につきましても、小河内地区住民の方にご指導いただき、本物の木工作品づくりを体験として、町内の山林から切られたヒノキ材を使ったキーホルダーづくりを体験することができました。また、昨年度には第3学年の生徒が町内の特別養護老人ホームを訪問し、地域の高齢者と交流を行い、高齢化が進む町でこれから必要となる高齢者サービスについて考える学習を行っております。

これら3校に共通して言えることですが、小学校で読み聞かせを行ったり、子どもたちとの交流学习などに参加したりと、地域の方々が子どもたちと触れ合う機会は多いと思っております。また、運動会や研究発表会など学校行事には多くの保護者にも協力をいただき、円滑な学校運営を支援していただいております。

このように町の小・中学校では、地域の力を活用した教育活動、保護者が協力した教育活動が数多く行われており、多様な人間関係を経験する機会はおおむね確保されていると考えております。

一方、課題についてでございますが、少子化に伴い、学校に通う子どもたちが減少する中で、保護者の人数も必然的に減ってきているとともに、夫婦共働きの家庭が多く、PTA活動を始め、学校の教育活動に協力できる保護者も限られている現状も見受けられております。また、地域住民につきましても小・中学校に自分の子どもや孫が通っていないからと学校への関心が薄れ、学校との距離を置いてしまう方も少なからずいるように感じております。

次に、2点目の教育活動における地域の力について、教育委員会の考え方でございますが、地域の力を生かすための方策としてコミュニティ・スクールの小学校への拡充がございます。1番、木村議員の一般質問でもお答えしましたように、学校の教育活動への地域人材の活用という点で、中学校でも一定の成果が出ているところではございますが、子どもの発達段階を考慮いたしますと、小学校においてのほうが地域の力を必要とする場面がより多いように予見をしております。加えて、登下校の見守りや放課後の活動の安全管理といった支援などにつきましても、人数的・時間的にも保護者だけの対応が難しいところが出てこようかと思っております。このため、ここで必要になってくるのは、やはり保護者以外の地域住民のお力となります。また、いろいろな特技や経験をお持ちの地域住民がたくさんいらっしゃいますので、これら町の貴重な知的財産を宝の持ち腐れにする手はございません。加えて地域の方々にとりましても、自身の特技や経験、趣味が学校の教育活動の充実に活かされれば、さらなる学校支援への意欲を持ち、豊かな日常生活にもつながっていくと考えております。

このような地域住民が増えていくことによって、町の地域社会が活性化していくことは間違いのないものと確信をしております。

4月から一部施行が始まる新しい学習指導要領では、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会をつくるという理念を学校と社会とが共有することということを求めています。

町では町内3校をコミュニティ・スクールに指定をし、地域住民を中心として構成される3校共通の学校運営協議会を組織し、学校が進むべき方向を示した教育課程を地域とともに共有することで、学校と地域が同じ方向を向いて教育活動を進めていく、そんな学校教育の実現に向けて努めてまいります。そして多様な人間との関わりの中で、町子どもたちを互いの人格を尊重し、心身ともに健康で、豊かな人間性を身につけるとともに、広く国際的な視野と社会貢献しようとする意識を持った人に育てていきたいというふうに考えております。

○議長（師岡 伸公君） 高橋邦男議員、再質問はありますか。どうぞ。

○8番（高橋 邦男君） 答弁のほうありがとうございました。1点だけ再質問させていただきます。消滅可能性自治体のほうで1件だけです。

先ほどの町長の答弁でもありましたけども、増田レポート、本当に一面だけをとらえて消滅可能性という言葉が使われています。各市町村のいろんな取り組みの姿が見えないレポートかなというふうに感じています。

この消滅可能性という言葉は、ここで使ってどうなのか、いかがなものかなというのを正直なところ感じています。しかし、少子高齢化、それから人口減というのは確かに現実的に起こっている大きな問題であります。先ほどの答弁でもありました、一朝一夕には、それから一市町村だけでも、また、一つの施策だけでも解決できない大きな問題だと思えます。これは日本全体、また、町は町でいろいろ施策を今後もお願いしたいなと思っております。

現在、町では子育て支援、若者定住化対策ということで経済的な支援を長く続けています。その結果も徐々にあらわれているということをお聞きしました。

それで自分が1つ、今の奥多摩町でこれをというのを挙げるとすると、やはりこれも先ほどの答弁や須崎議員からも出ていたと思うんですけど、住民の人が主体となった地域づくりとか、まちづくり、地域への思いとか、そういう機運を高めるということが今の奥多摩町には求められているのかなというふうに思っています。

それで今町が実施している元気なまちづくり推進事業、30年度の予算案にも計上され

ていましたけども、これにやはり期待はしているんですね。ただ、29年度までの様子を見ますと、やはり応募している個人、団体が限られているような気がするんですね。広まっていないと。正直に言うとそういうところがあるかなと思います。私としては、今後、自治会だとか、老人会だとか、PTAだとか、あるいは消防団だとか、いろんな地域の団体があるんですけど、そういう団体が自分の地域、身の回りについて考えていただいて何か事業なり、何かをやってもらいたいな、そういう部分にもこの元気なまちづくり推進事業が当てはまればいいなというふうに思っています。

ちょっと長くなって申しわけありません。質問は、今後の元気なまちづくり推進事業の方向性について町はどのように考えているのか、この1点だけよろしくお願いします。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 8番、高橋議員の再質問のほうにお答え申し上げます。

元気なまちづくり事業の今後と方向性というような趣旨のご質問でございます。

元気なまちづくり事業につきましては、現在住民からの委員さんが9名ということで活動していただいております。今高橋議員さんのほうからもありましたように、平成29年度以前もそうですけども、ちょっと縮小傾向にあるというところの事実は否めないというふうに考えております。

この元気なまちづくり事業の委員さんの任期が、この3月末をもって任期という形になっております。事業の要綱自体は特に時限設定はしておりませんので、続くということにはなるんですが、委員さんについては新年度に入って改めて募って、今後の方向性を決めていきたいというふうには考えているんですが、その前段としまして現在の9名の委員さんに、もう昨年の秋ごろから、今後の方向性についてどうしましょうかという話はたび重なるごとに議論をしてまいりました。

ただ、やはり委員さんの年齢層も若い方から60代超える方までいるという中で、やはりその年代ごとに、まちづくりに対する思いというのは非常に、先ほども多様という言葉が出ていましたけれども、考え方がそれぞれなんですね。今元気なまちづくり事業でプチ事業といって10万円を使えるというところで、29年度3件事業採択があったんですけども、いわゆるそのきっかけづくりで、その後ステップアップしていってもらえばいいんじゃないかという委員さんもいれば、100事業といって100万円単位の事業で、やっぱり大きいのでやらなければ意味がないんじゃないかということで、ちょっと委員さんの中でも意見というか、その方向性がなかなか集約できないというのが現状でございます。

ただ、今事務局のほうでも今月もう一度最終的な、総括的な会議を開催しまして、その

意見の集約はできないんですけれども、今後の新年度に向けての新たな検討の材料として、新年度以降どのような形がいいのかということで進めてまいりたいというふうに考えております。

また、まちづくり事業自体はもう平成 17 年度から始まっているんですけれども、名前はその都度変わっているんですが、当初から委員でかかわってきた方のお話によりますと、やはりスタートのときに本当にどういう形がいいのかということで、非常に委員皆さんが悩まれて時間がかかったという話を聞いております。現状もここでどうするのかというところで、委員さんによったら先ほども言ったような金額の話もあるんですが、一方で一度立ちどまったほうがいいんじゃないかというのもありますし、総合戦略の話ではないんですが、PDCAサイクルでちゃんとやったほうがいいんじゃないかというのもありますし、その辺の住民の関わり方、参加する必要があるというのはあるんですけど、具体的にどの手だてがいいのかというのが非常に今選択肢が多様になっておりまして、難しい状況にはなっています。

ただ、町の方針としましては、来週予算特別委員会もございますが、予算のほうも計上させていただいておりますので、まちづくり事業という形では進めてまいりたいと思っております。ただ、その実態というものにつきましてはちょっと時間をかけて、委員さんの意見を尊重しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○8番（高橋 邦男君） ありがとうございます。以上で質問を終わりにします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、8番、高橋邦男議員の一般質問は終わります。

次に、4番、清水明議員。

〔4番 清水 明君 登壇〕

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。

1点質問をさせていただきます。地方消費税制度の見直しと奥多摩町への影響についてでございます。

平成 30 年度税制改正大綱により、国が地方消費税の都道府県への配分ルールを見直す場合の東京都の減収が 1,040 億円に及ぶとの見通しが公表されました。東京を始めとする都市部の税収をさらに収奪し、東京の活力を奪う国の不合理な措置には断固として反対の声を上げていくという東京都知事の声明も報道されております。

この地方消費税の清算基準の抜本的な見直しにより都市部の税収がねらい撃ちされた場

合の奥多摩町が受ける影響について伺います。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 4番、清水明議員の地方消費税制度の見直しと奥多摩町への影響についての一般質問にお答え申し上げます。

平成29年12月22日に閣議決定された平成30年度税制改正の大綱の概要によりますと、地域社会を支える地方税財政基盤の構築の観点から、地方消費税の清算基準の抜本的な見直し等を行うとしております。

現行8%の消費税は平成26年4月から適用されておりますが、この内訳としましては、国税分である消費税が6.3%と地方税分である地方消費税が1.7%の割合で構成されております。今回の税制改正で焦点となっているのは、国から地方に配分される1.7%の部分でございます。この地方消費税は、国税である消費税と同様に、事業として行った商品の販売、サービスの提供等の国内取引や外国貨物の引き取りに対して課税される都道府県税であります。今回の見直しは、国から都道府県に配分される地方消費税額の清算基準を見直すものであります。

この清算基準とは、地方消費税を負担する消費者が買い物などをした最終消費地に税収を帰属させるための仕組みであり、現行では小売年間販売額などを指定統計である商業統計及び経済センサスから求めた消費指標が75%、人口の17.5%と従業員数の7.5%を合わせた25%が消費代替指標として使われております。

見直しの清算基準は、従業員数を廃止し、消費代替指数である人口と消費指標である統計の比率を半々にするものであります。清算基準における人口の比率は、平成9年の地方消費税1%導入時は12.5%でありましたが、平成27年の税制改正では15%に、平成29年からの現行の17.5%と人口を重視した清算基準の見直しが続いてまいりました。

議員が申されますように、東京都では今回の見直しで1,000億円を超える減収が見込まれております。これは、都の場合、大消費地であり、また、働いている人々も大勢おり、他の道府県と比べて消費指標と従業員数の割合が高いのですが、人口の割合は相対的に低い状況であります。

今回の見直しのように有利な部分の割合が下がり、不利な部分に当たる人口の算定比率が大幅に高まれば、その減収額も大変大きなものとなります。このことは町にも影響を及ぼすものであり、都内の区市町村に交付される交付金は、都で受けた収入の2分の1となっており、交付基準は国勢調査による人口と経済センサス基礎調査による従業員数が1対

1で案分されております。

本年2月6日、都庁において開催されました市町村財政担当課長会議では、平成30年度の市町村への影響額は140億円ほどの減額が見込まれるとの説明がございました。町の影響額につきましては、都からの通知によりますと、平成29年度当初予算と比較して12.5%の減となる見込みであります。

これに基づき、町の平成30年度予算計上額を算出しますと、平成29年度の当初予算計上額より1,342万1,000円減額の9,366万7,000円となり、この額をもって歳入予算に計上させていただいているところであります。国・都への財源依存率が高い町で、この減収見込額は財政運営上も無視できない額となっております。

一方で、地方交付税制度では、基準財政需要額と基準財政収入額のバランスで成り立っており、制度上は収入が確保できない部分は交付税で補てんされることとされております。しかし、国での交付税算定方式の見直し等が進んでいる中、基準財政需要の状況を含め、さまざまな影響を受けやすく、過去には普通交付税が1年間に2億円ほど減額されたことがあります。予断を許さない状況に変わりはありませんが、いずれにいたしましても自主財源に乏しい町でありますので、将来の備えも含め、堅実な財政運営に努めてまいりたいと思っております。

特に今ご質問がありましたように、東京都が一つねらわれたといえますか、東京都自身は普通交付税の不交付団体であります。不交付団体というのは、大きな都道府県の中で、全国的には3つほどしかありませんけれども、その中で東京都の税収はずば抜けているというようなことから、全国の都道府県会長会、あるいは市町村会等を含めて、それを地方に回せという議論が始まってきております。そういう状況でございますので、これについても一度にそのような算定基準を勝手に決めるのはどうかというようなことから小池知事も一生懸命反対しましたけれども、最終的には多勢に無勢といえますか、そういう点で、これが決まってきたというのが結果でございます。そういう点では東京都の中にある区市町村も非常に危惧をしております。まだこれは始まったばかりでございますので、そういう議論が起きております。

さっき地方交付税で補てんされるというふうに言いましたけれども、地方交付税をもらっている団体はいいですけれども、そうでない団体はもろにその影響額が出てまいります。うちの場合には地方交付税の交付団体でありますから、その収入が減った分だけ基準財政需要額と収入額との差であります地方交付税そのものは若干ふえるといえますか、バランスをとるという意味では影響がないんですけれども、全体から見ると東京都の財政そのも

のが財政から収奪するということが頻繁に行われております。

法人課税の問題についても石原都知事の時にも約 2,300 億円ほどそういう制度改正によって財源を収奪されるという状況でありますので、今後にあつては区市町村、あるいは都議会議員、東京都選出の国会議員を含めて、そういう部分についての都の財政需要等々含めて真剣に考えないと、この問題はだんだん深刻な問題になるのかなというふうに思っております。

特に、東京都における行政需要等々の見直しについては、私自身は都知事を含めてあらゆるところで発言をしているんですけども、まだまだ三多摩を含めて東京都自身がそこに投資をするということはあるのではないかと。特に 1 つの大きな問題でありますけれども、私自身が発言しているのは、東京都の中にあつて、はとバスみたいな大きなバスがすれ違いができないトンネルが現実に 14 あります。これは小河内ダム建設によってつくったトンネルが 14 あるわけですから、その中のバスが交換できません。山梨県のほうはすばらしい道路が 10 年以上かかってできてまいりました。しかし、今ボトルネックのようにトンネルの問題、それから小河内の川野から小菅に向かつてのダムの対岸の問題等含めて、そういうところにかける分をきちっとかけてくれと、そういう需要があるんだよ。都内だけではなくて、我々が抱えている将来的な問題があるんで、そういうところの需要をはっきりと国に発信をして財源の確保をしてもらいたいということを常々いろんな場所で発言をしております。

いずれにいたしましても、そういう問題を市区町村で東京都と一緒にやらない限りは、この問題というのはまだまだエンドレスみたいに続いていくのではないかなというふうに危惧をしております。

むしろ今もう一つの問題としては、基金の問題がございます。基金の多く持っているところは、その財政状況をコントロールしようというのが財務省の考え方でございます。そういう点では、明日、明後日、そのシンポジウムに私自身が出席をしますし、また、国のヒアリングを設けて意見を 928 の町村長を代表してヒアリングをしてみたい。その中に基金をうんと持っているんで裕福ではないかというような議論をしながら、23 区、あるいは基金を持っている団体の財源調整をしようともくろんでいるのが財政諮問会議でございます。これは非常に間違った考え方であるという反対論を述べてきたんですけども、その中に東京都の中で基金を 10 団体ピックアップしてその審議会に資料を出しました。その中に東京都の団体が 3 つ含まれております。青ヶ島村、御蔵島、檜原村、それは基準財政需要額より多くの基金を持っているという部分で、そういう部分もありますけれ

ども、檜原の坂本村長さんに言わせれば冗談じゃないと。我々は行政改革をし、いろんな意味で努力をし、将来に向かって基金をきちんと積むことによって自分の町をできるだけ平均的に、凹凸がないように努力してきているんだと。それに対してそういう議論はないんじゃないかという議論をしております。町も全く同じでございます。再三にわたって皆さんに基金のお話をしておりますけれども、私自身は 15 年目に入りますけれども、工事をする、いろんなことをするについては起債という借金は 1 銭もしておりません。

当時私が就任したときには、財政調整基金、公共施設調整基金を含めて 8 億円ございました。今は最終的には 42 億円まで基金を積み立てました。そのうちの下水道を 10 年間でやり、その下水道の元利償還金を払うためには 15 億円の減債基金が必要であるというふうに議員の皆様へ申し上げてまいりました。今 13 億円まで基金を積み立てました。平成 30 年度から下水道の償還が始まりまして、そこから取り崩しをして、一般の住民皆様の福祉や政策に影響がないように、ずっと長年にわたって長期的戦略でやってまいりました。

その結果、最終的には下水道はピークが約 1 年間で 5 億円払うようになります。32 年度がピークになりますけれども、その 5 億円も一般財源を投入しないで、減債基金から払っていくという方式でございます。そのようにしてそれぞれの市町村長が自分の町の将来的なことを含めて、基金を活用しながら、堅実に積み上げてきたという部分もありますので、ある一点を見つめ、ある一点をとって、それがどうだという議論には断固として我々は物を言っていかなければいけないのかなという気がしております。

この消費税の問題ももちろんそうでございます。さらには 2019 年度においては 8% が 10% になるという消費税の問題もございます。さらに額が大きくなります。

3 党の合意では、消費税については社会保障に充当するというところでありますから、そういういろんな意味での国民に対する約束というのは守っていただきたいなど。10% になった時点で国民年金、あるいは介護保険、医療保険等含めて賄うということでもありますので、そういうふうなことをやっていかないと、最終的には、さっきも申し上げましたように、裕福だというようなレッテルを張りながらそこから財政を奪うというようなことをやられると、町についてもさっき申し上げました基金の問題等はその俎上に載ってくる。我々も行革をしながら将来のために積み立てた基金を有効活用としていることでもありますから、そういう観点で議員の皆さんも物を見ながら、また、国に向かって、都に向かって情報発信していただければありがたいというふうに思うところでございます。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） 清水明議員、再質問ありますか。どうぞ。

○4番（清水 明君） 詳細で、心強いご答弁ありがとうございました。

1点だけ再質問させていただきます。

今後も財源の地方移転が進むことが懸念されておりますが、今回の地方消費税の見直しに見られるような税の偏在は東京都の中においてもあるわけでございます。平成30年度税制改革の大綱で言うところの地域社会を支える地方税財政基盤の構築の観点から、地方消費税の清算基準の抜本的な見直しを行うということ、このことは今後、区部から三多摩へ、あるいは西多摩へという財源移転の流れが都庁の中にも生まれてくるのではないかと期待をされるところでございます。総合交付金も含め、東京都のそういった雰囲気といたしますか、内部の様子など、お伺いできればと思います。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 4番、清水明議員からの再質問にお答え申し上げます。

今回ご質問いただいたところでは地方消費税の清算基準の見直しということでございますが、再質問のほうで、それに伴う東京都の内部での空気といたしますか、動きということの再質問でございます。

ご承知のように、町のほうは国・都への依存財源率が非常に高いということでございます。その中でも東京都の支出金で、年によっては30億円程度いただくというようなこともございます。そのうちの約半分の15億円程度が市町村の総合交付金ということで、町は何とか財政運営をしているということです。この15億円というのは、国からのいわゆる地方交付税のうちの普通交付税とほぼ同じ金額を東京都単体からいただいているという状況です。

今、都の動きということでございますけれども、平成28年度から、それまで特に市町村総合交付金の部分というのは公表等はされてきませんでした。ただ、今の時代のこともありますので、28年度から新聞等でも公表されました。特に町の交付額というのが39市町村の中でベストテン以内に入っているという状況で非常に目立っているというところがあります。

ただ、一方で30年度の東京都の総合交付金の都予算というのが29年度の500億円に對しましてプラス50億円の550億円という非常に大きい伸びを示しております。一つにはこれは都議会の中の動き等いろいろあるようではございますけれども、一つの理由としては、やはり地方消費税のほうが減るので、その部分を市町村のほうにも影響がないようにということで総合交付金のほうを手厚くしてもらいたいというような意見もあったという

ふうには聞いておるところでございます。

このような流れから、区部、市部、あるいは西多摩町村というようなお話もありましたけれども、町としましては総合交付金の予算額も伸びているという中で、従来にも増して財源確保取りこぼしのないようという部分で住民皆様へのサービス低下につながらないように、その辺について十分な対応を図っていきたいと思います。

また、総合交付金につきましては29年度の途中から30年度に向けてということで、やはりこれもちょっと交付基準の見直しということが始められております。30年度もうすぐスタートなんですけど、都庁の内部においてもまだ具体的にどこをどういうふうにするというところをはっきり決まっておられません。話の中では上半期のうちにある程度形をつくりたいというようなことも財政担当の部局のほうから聞いているところがございますので、この辺の対応につきましてもアンテナを張りながら町の財政運営に支障を来さないように企画財政課としても対応を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） もうご案内のように、市町村総合交付金というのは東京都だけの制度であります。まして区にはなく、26市13町村に配分をするという交付金でございます。前年に比べまして、平成30年度は50億円増、そのうちの20億円は連携事業ということで、都と市町村が連携をしながらやっていこうという枠が設けられました。その枠については電気自動車の問題、待機児童の問題等でございますけれども、まだ細部は詰まっておられません。これをどうしていくかという問題が一つございます。

それからもう一つは、この市町村総合交付金、今、企画財政課長が申し上げましたように、ほぼ地方交付税と同額でありますから、これがなくなりますと、今、町が独自にやっている政策がほとんどできなくなります。そういう点で行革はもちろんやっていきます。行革をやらなければ、その部分ではできませんので、行革をやりながら、また、いろんな要望やいろんなことがありますけれども、効率的に社会資源である財源をいかに優先的にどう使うかというのがございます。そういう点を基本に置きながら、いろんな意味でばらまいたら、今度はそのばらまいた金額だけが逆に減額されます。そういう点をしっかりと職員も、私自身も身につけながら、市町村総合交付金の財源については東京都に町の実情を訴えながら、財源確保を図ってまいりたいというふうに思っております。

もう既に決算を見ていただくとわかるように、この3年間、ほぼ15億円の額を確保し、

推移しております。それにはある一定のところに交付金を出すということではなくて、少子高齢化対策、町がこれやらなかったら、さっきの消滅自治体ではないけれども、地域の人たちが住めなくなってしまうよということを東京都に訴えながら、ことしもまたその財源の確保を図っていきたい。

そういう点では、議員のご質問にありますように、消費税等いろんな問題が連動しております。連動しているけれども、自治体によって違います。区はもちろんでございますけれども、市町村によっても交付税をもらっているところもあるし、もらってないところもあるという状況ですから、それを見きわめながら、それぞれの自治体が自分の自治体をどうしていくかということに努力をしながら認めていただき、あるいは補助金ではありませんから、その地域をよくするために認めていただいて、財源を確保していくというのが重要だなというふうに思っております。

特に、まだまだ三多摩格差という問題は過去にありましたけれども、三多摩格差は私はまだ残っているというふうに思っております。水道の三多摩格差の問題、あるいは行政の三多摩格差の問題等々も含めて、ここから一番大きな問題というのは、23区は水道も下水道も東京都がやっております。そういう意味で格差が残っている部分がありますので、私自身はこれから多くの自治体に声かけをしていきたいと思っているんですけども、下水道の都営一元化、下水道については都が一元的にお金を出してやるべきじゃないかということ声を大にしていきたいというふうに思っております。

特にそういう意味では、東京都は水道の問題、それから消防の問題、これに相当の大きな額を出していただいて、それぞれの市町村は助かっております。ですから、そういうところに目を向けながら、これから5年先、10年先の市町村を運営するために足かせとなるような財源対策について声を大にしながら、市町村総合交付金のさらなる確保を13の町村長と一緒に都に働きかけをしていきたいというふうに思っております。

そういう中で、国税の変更というのは非常に注視しなければいけない問題でありますので、今後とも注視をしていきたいなと思っております。

○議長（師岡 伸公君） どうぞ。

○4番（清水 明君） 総合交付金は学者によりますと、第2交付税だというような呼び方をされていますので、引き続きご尽力を賜りますようお願い申し上げます。一般質問のほう終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、4番、清水明議員の一般質問は終わります。

次に、7番、宮野亨議員。

〔7番 宮野 亨君 登壇〕

○7番（宮野 亨君） 7番、宮野でございます。

私のほうから2件お願いしたいと思います。

交通弱者対策について。昨年秋、家庭配布された、ささボラ（地域ささえあいボランティア）事業のお知らせの中で、例えばのところでございますが、30分500円として平日に氷川から青梅総合病院で受診をして帰宅する場合の費用は、往復移動時間1時間30分と待ち時間・受診時間を1時間と見て計算してみると3,500円になります。保険加算50円を合わせると3,550円となります。このことについて、もう少し安くないのかと相談を受けました。

先々月、視察先の岡山県玉野市で子ども、高齢者、障害者等の交通弱者の移動手段や市内公共施設等の利便性を確保し、交通不便地域の解消を図るとともに、地域間交流の促進をすることを目的とした新公共交通事業（平成24年7月運行開始）を学び、そこでの利用の効果は、医療費の削減・認知症予防、移動の自由、孤立感からの脱却、高齢者の交通事故防止、交通渋滞緩和、CO2削減等を伺いました。

さらに玉野市は、日本版GPSみちびきを活用し、国土交通省、高精度測位技術を活用した公共交通システムの高度化に関する技術開発実証実験事業で、交通弱者（免許返納高齢者）対策として、シータク（乗り合いタクシー）とシーバス（コミュニティバス）が乗り継ぎやすくなるかの検証を始めています。実証実験、昨年12月15日から今年の2月28日まで実証実験を行っています。

このみちびきとは、日本のほぼ真上（準天頂）を通る軌道を持つ衛星システムであり、8の字をかき、日本の真上に長く滞在します。このため上空視界の限られている都市部や山間部でも観測可能な衛星が増加し、正確な位置情報を得ることが（精度誤差5センチ以内）できます。

新システムシーナビとは、シータク・シーバスの運行情報をまとめて確認でき、メニューを選択、車両の現在位置、乗りたい路線、停留所の詳しい情報がわかるので、車両の正確な運行状況をリアルタイムに確認できることで、これまでのように時刻表やバス路線を見比べる必要がなく、公共交通がより便利に使いやすくなります。非常に参考となり、町に使えないかなと思いました。

玉野市は、奥多摩町の約半分の面積で、人口6万930人で、自主財源45.3%、市税の構成比率34.4%と競輪事業で一般会計への繰出金が1億円とあり、奥多摩町とはさまざまな面で違いがありますが、人口の半分の方が高齢者である奥多摩町でも利用者の増加や

利用頻度が高まると考えます。これを奥多摩町でも早急に研究し、取り組むべきではないかと思えます。

まず、ささボラについて伺います。

1、利用者間同士の時間調整をしていただき、乗り合いをすることによって安くできないか。

2、高齢者に対しての補助券等を発行し、30分500円を半額、もしくは100円ぐらいにならないか。

次に、交通弱者の現状とシーナビについて伺います。

1、交通弱者への対策の現状と見直し。

2、シーナビについて町の見解。

3、シーナビの早期導入の方向性。

以上3点に対して町のご所見をお伺いします

次に、身近な交通安全確保について。町では若者定住化対策に取り組んでいます。そのことで若い方の定住化が着実に進んでいます。小学生を中心に子どもの人口も増えつつあります。その一方で、近年、観光などで訪れる大型バイクの利用者が増えているように思います。近くに住む方で保育園に通う子どもを持つ保護者の方から、観光で訪れる車や大型バイクが家の前をスピードを出して通るので、危険を感じていると伺いました。

そこで安全を確保するため、飛び出し注意の看板が必要と考えます。看板自体は児童の絵がかかっている看板で、約6,000円ぐらいから販売されています。もう少し安いものもあります。その看板を交通量の多いところや子どもがよく使う利用する場所、道路などに貸し出し、貸し出し期間として未就学から小学校卒業までの約8年間を目安に設置し、新しく奥多摩に越してこられた方が安心して暮らしていただけるためにもぜひ検討していただきたいと思えます。

また、冬季を迎えて、12月から2月いっぱいですね。早朝、駅近くの裏道をバイクで、霜がおりていますので、路面の滑りに注意しながら走行中、霜でカーブミラーが見えなくて、通勤電車で学生を送る保護者の方の車とぶつかりそうになり、ひやりとしました。奥多摩町が管理する道路の距離が長く、カーブも多いので、カーブミラーの数も比例して多いです。長期的な計画において今後利用頻度の多い順に、高額なカーブミラーなんて、1年度を目安に5基ぐらい、霜のつかないミラーの設置をしていただければと考えます。

次の2点について町のご所見をお伺いします。

1、子ども飛び出し注意看板を貸し出していただきたい。

2、霜のつかないカーブミラーを長期的計画において、先ほども言いました1年度ごとに5基ぐらいということで、1基ずつ、少しずつ増やしていただきたいというふうに思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） お諮りいたします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時20分から再開いたします。

午後1時58分 休憩

午後2時19分 再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番、宮野亨議員への答弁から再開いたします。河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 7番、宮野亨議員の一般質問にお答え申し上げます。

始めに、交通弱者対策についてであります。町では高齢により車を運転しなくなり、バス停、または駅まで歩いていくのが困難であるといった高齢者の皆様に少しでも外出の機会を持ってもらい、引きこもりの予防も兼ねて、平成26年度から地域ささえあいボランティア事業を実施しております。

この事業を始める直接のきっかけとなったのは、平成24年3月、長年にわたり奥多摩駅前で営業していたタクシー事業者である京王自動車が撤退することにより、駅前からタクシーがなくなってしまい、ますます利便性が低下するという住民皆様からの心配の声をお聞きし、町として新たなタクシー事業者との参入交渉を行うことと同時に、福祉保健課と社会福祉協議会とで検討した結果、住民ボランティアによる大人版のファミリーサポートセンター事業という位置づけで、新たに事業を実施したものでございます。

この事業の実施によりまして、町で増加している独居高齢者、高齢者のみの世帯、また、家族で対応が困難なご家庭の外出時の足の確保がよりきめ細かに対応できるようになり、高齢者の皆さんを中心に非常に感謝をされているところであります。

町ではこれまでも高齢者の方が町内の医療機関を受診する際に、公共交通機関を利用できない方々のために、週に5日、町内の医療機関への送迎を行う外出支援サービスを実施してまいりました。しかし、町外の医療機関等への送迎等は、行政では対応できなかった

ことから、住民皆様のご協力により、本事業が実現できたものでございます。

平成 29 年度の直近の利用状況でございますが、通院等で利用されている件数が 149 件、買い物等で利用されている件数が 14 件、青梅市の年金事務所への送迎、動物病院の送迎、金融機関等への送迎、病院等へのお見舞いなどのその他の理由により利用されている件数が 69 件、合わせてこの 1 月末までに 232 件の利用がありました。病院等への通院の送迎の内訳を見ますと、町内の医療機関へは 63 件、青梅市の医療機関へは 63 件と同数で、その他西多摩地区へは 23 件で、町外が町内を上回っている状況でございます。

現在の利用会員の状況は、全町で合わせて 131 名で、一方、事業を支えていただいている協力会員は 8 名、車での送迎も含めてお願いしている特別協力会員は 45 名、利用も協力も行う両会員は 1 名で、全体で 185 名の方が登録をされております。

町ではこの事業を事業実施当初から社会福祉協議会に委託し、社会福祉協議会ではパンフレットの作成、配布、会員の募集、利用の依頼があった場合の会員間の調整等を行っております。

ご質問の 1 点目の利用者間同士で時間調整をしていただき、乗り合いをすることによって安くできないかについてであります。このささボラの実施当初から同じ場所から乗車する場合に限って、1 人分の報酬で 2 人まで同乗することが可能となっておりますので、待ち合わせの上、2 人で同じ場所への送迎であれば報酬は半分になります。こうしたルールを活用していただき、なるべく安く、利用会員、特別協力会員の双方がお互いに満足できるものとしていただければ幸いです。

2 点目の高齢者に対しての補助券等を発行して 30 分 500 円を半額、もしくは 100 円ぐらいにならないかのご質問でございますが、先ほど申し上げましたファミリーサポートセンター事業では、子ども・子育て支援推進事業の 15 項目の中で、小学校 4 年生までの子ども 1 人に対して年額 7,000 円分の助成を行っておりますが、これを高齢者の皆様まで拡大する場合、0 歳から小学校 4 年生までの子どもの数と高齢者の皆さんの数では大きな差がありますので、その財源をどうするのか、また、対象者の範囲をどこまでにしたらいいのかなど、課題も多くありますので、時間をいただきながら、ご提言につきまして研究してまいりたいというふうに思っております。

次に、交通弱者の現状とシーナビについてでございますが、ご質問の 1 点目、交通弱者への対策の現状と見通しにつきましては、冒頭申し上げましたように、J R 及び西東京バスの公共交通機関のほか町が社会福祉協議会に委託して、地域ささえあいボランティア事業や外出支援サービスを実施しております。

現在、タクシー事業者としては、リーガルマインドが、また、新たな形態として平成29年4月からは福祉車両を含んだタイムズのカーシェアが3台導入されております。

今後も交通弱者、地域の住民皆様及び観光等で町を訪れる方々に対しまして、利便性の維持・向上につながるよう努めてまいりたいと考えております。

2点目のシーナビについて町の見解でございますが、岡山県玉野市では、昨年12月からこの2月までの期間限定で、国土交通省の実証実験事業として検証を行っていることは承知をしております。対象となる交通機関は、玉野市がバス及びタクシー事業者に委託し、当該事業者がシーバス、シータクとして受託運行しているもので、シーナビは運行情報を主にスマートフォンやパソコンから確認でき、利便性の向上や円滑化を目的としております。

一方、町におきましては、玉野市のように、日本版GPSみちびきの活用ではありませんが、JRがスマートフォンやパソコンで使える列車運行情報アプリにより、西東京バスではリアルタイム運行状況案内により、ほぼ同様のシステムが既にそれぞれの事業者により開発され、一般に利用されているところでございます。

したがって、3点目のシーナビの早期導入の方向性につきましては、現時点では導入の予定はございません。

次に、身近な交通安全確保についてであります。近年、議員が申されますように、若者住宅の建設に伴い、子どもも増えております。一方、観光シーズンには多くの観光客が来遊しますので、マイカー、バイク等の通行量が増え、道路の往来も激しくなり、ドライバーの中にはマナー違反をする方も見受けられ、交通事故等が懸念されるところでございます。

全国的に見ても交通事故による死者のおおよそ半数が身近な道路で発生しており、生活道路における交通安全対策の推進が強く求められております。町でも地域の住民皆様からのご意見等に基づき、交通事故の危険性が高い区間、事故危険区間を選定し、住民皆様への注意喚起や事故要因に即した交通安全対策を重点的・集中的に講ずる必要があります。

このため各自治会及びPTA連合会からの毎年の要望につきましては、道路の安全確保を図るため、危険度等を勘案して交通安全施設等にかかわる工事を順次計画的に実施するとともに、国道・都道については、危険箇所の改善要望を東京都に対して継続的に行っているところでございます。

ご質問の1点目の子どもの飛び出し注意看板の貸し出しについてでございますが、町では通学路等の危険箇所の注意喚起の看板を必要に応じて設置した経緯がございますが、道

路の管理区域に看板等を設置するためには、道路管理者、警察、地権者等の関係機関との協議が必要となり、また、その設置に当たっては危険箇所の調査を行い、主に道路管理者が設置をしております。

この道路管理者というのは、都道・国道については、近隣では西多摩建設事務所であります。町道につきましては奥多摩町長でございます。

注意看板の貸し出しについては、公道に設置するには標識等の設置基準がありますので、この基準に則って設置が必要な箇所へは関係機関とも協議し、安全確保のために設置を検討してまいります。

また、地域住民の方が交通安全注意喚起のため、公道以外の民地に設置する場合には、町で看板を準備し、貸し出し、または配布することで、地域とともに交通事故防止に努めてまいります。

2点目の霜のつかないカーブミラーの設置であります。町が管理する管内一円の各路線の道路反射鏡（カーブミラー）は、交差点、道路の曲がり角や急カーブなどの見通しの悪いところに設置し、運転席から死角となる車や歩行者の存在を知らせ、交通の安全と円滑な運行を図る上で必要不可欠な道路の附属物であります。

その設置に当たっては、管内全域の路線の調査を行い、既設箇所で老朽化したものや破損しているものを交換するとともに、要望により新規で設置が必要な箇所に毎年3基から5基程度の道路反射鏡（カーブミラー）を設置しております。

現在設置しております道路反射鏡は、主にメタクリル樹脂の製品を使用しておりますが、議員が申されますように、霜で道路反射鏡の機能を果たさない箇所は数十カ所ありますので、今後は現地調査を行い、改善対象となる物件については遠赤外線蓄熱方式による製品等の検討を行い、道路の安全対策に努めてまいります。

いずれにいたしましても道路は住民皆様の生活基盤として利用されておりますので、車両及び歩行者の安全に対し、安全で安心した道路整備を今後とも進めてまいりますので、必要箇所等につきましてはそれぞれの自治会の自治会長さん、あるいは議員の皆様でも結構でございますので、その都度ご提言をいただき、それに沿って改善をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（師岡 伸公君） 宮野亨議員、再質問はありますか。どうぞ。

○7番（宮野 亨君） 再質問ではございませんが、ご答弁ありがとうございます。

飛び出し看板につきましては、ぜひ準備していただいて、交通事故のない町を。それともう一つは、霜とりについては議員以下、自治会長を含め、また、ちょうど季節が春にな

ってしまったので霜がつかないんで、またしっかりと見きわめながらお願いをしていきますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、7番、宮野亨議員の一般質問は終わります。

次に、5番、小峰陽一議員。

〔5番 小峰 陽一君 登壇〕

○5番（小峰 陽一君） 入札工事について1件お伺いします。

平成29年度、29年の4月から30年1月なんですが、入札状況は48件で、このうち入札結果による発注は33件、不落により随意契約10件、不調4件、再入札1件と公表されております。これらについて次の点についてお伺いします。

1. 再入札工事発注の内容を教えてくださいませんか。

①として松葉穴沢線道路新設工事。

2. 入札不調工事の対応はどうされるのでしょうか。

①として古里小学校水道直結化工事。

②として氷川国際釣場駐車場増設工事。

③として奥多摩町デイサービスセンター給湯器更新工事。

3. 最低価格の設定がされている入札がありましたけど、必要なのでしょうか。

①として橋梁点検業務委託ということです。

以上についてをお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 5番、小峰陽一議員の入札工事についての一般質問にお答え申し上げます。

地方自治体の契約の方法は、地方自治法第234条第2項の規定により、原則一般競争入札とされておりますが、地方自治法施行令第167条の規定により、1として、契約の性質や目的が一般競争入札に適しない契約をするとき、2として、契約の性質や目的により、入札に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき、3として、一般競争入札に付することが不利と認めるときには、指名競争入札にすることができるとされております。

このため町では過去から現在に至るまで指名競争入札方式を採用しており、町内業者を中心に指名することで、住民の雇用の場の少ない町にとっての雇用の場の確保を図ってい

るところでございます。

また、4年前の大雪の際に、その必要性を大いに感じた出来事は、町内土建業者による迅速なる除雪作業でありました。この大雪は議員も記憶に新しいと思われませんが、近隣市町村では、雪の降り始めから1週間程度にわたって除雪作業がなかなか進まない状況の中、奥多摩町においては小河内、日原地域等除き、約2日間で国道及び都道が通行可能となり、透析が必要な住民皆さんを町職員が青梅市内の病院まで送迎することができ、住民皆様の安全・安心を具現化するとともに、近隣市町村と奥多摩町の除雪に対する迅速性の違いを改めて感じた次第であります。

この対応の違いは町内土建業者の皆さんの不眠不休の懸命な努力はもちろんですが、大きな違いは除雪機械の保有数であります。仮に町が公共事業等を一般競争入札方式にした場合、都内の建設業者等も参加することができ、結果、町内の土建業者は工事を落札することが少なくなり、年間において仕事量も減少し、建設機械を維持することも難しいと思われま

す。現に4年前の大雪の際には、建設機械のリース会社には早い時点からリース機械が不足する事態が生じており、年間を通じて指名競争入札方式によって町内の土建業者に仕事をしてもらうことで、さまざまな建設機械が保有され、大雪や土砂崩れなど、万が一の災害時には迅速に対応ができ、住民皆様の安全・安心の確保につながるものと考えております。

このようなことにつきましては、再三にわたりまして議会の中でもご説明申し上げてまいりましたけれども、そのとき入札した工事そのものがなかなか大手には対抗できませんけれども、長い目で見ると、地域の活性化、あるいは50年に一度というような大きな災害のときにその能力が発揮されるということではないかなというふうに思っております。そういう点で青梅と奥多摩の違いははっきりとそういうものがあらわれたというふうに私は思っております。これは地方自治法上で定められた一定の約束事でございますので、それぞれの市町村長がどれを選択するかということで、私自身はずっと町内の一般競争入札でなく指名競争入札を実行しているというのは、原点にそういうものがあるからというふうに思っております。

ご質問の1点目の再入札となった松葉穴沢線道路新設工事に係る発注内容等についてでございますが、同路線は、東京都建設局の市町村土木補助事業案件として、複数年にわたり工事を実施しております。今年度の工事場所は、川井507番先であり、工事概要は橋長21.5メートル、幅員6メートルの橋梁架設であります。

入札経過につきましては、平成29年4月27日に14社の指名業者により第3回まで入

札を行いました。予定価格が 3,919 万 2,000 円に対して、最低価格業者の入札金額は 8,000 万円であり、落札しませんでした。その後、最低価格業者と協議を行いました。不調に終わったものでございます。

町では不調の原因究明を進めましたが、その中で、直接工事費の 2.8 倍を超える現場管理費が計上されていることが業者側の工事内訳書から判明をいたしました。同時に、発注側である町としても積算金額の再精査を行い、一部設計の見直しを図り、改めて同年 7 月 28 日に一部業者を入れかえて 9 社の指名業者で再入札を行いました。その結果、第 1 回目で落札をしているところでございます。

本工事は、先ほどご説明したとおり橋梁架設工事であり、町発注工事としては数少ない工事内容であります。このことから業者側の積算に当たって齟齬が生じたのではないかと考えているところでございます。

2 点目のご質問の入札不調工事の対応はどのようにするのかでありますが、まず古里小学校水道直結化工事は、東京都水道局の小中学校水飲栓直結給水モデル事業案件であり、平成 29 年 6 月 20 日に 10 社の指名業者により第 3 回まで入札を行いました。予定価格は 1,306 万 9,000 円に対して、最低価格業者の入札金額は 2,000 万円であり、落札しませんでした。その後、最低価格業者と協議を行いました。不調に終わりました。

今回の設計では、給水管の材質をステンレスとしており、市場での価格が高騰していると言われている中、町は都単価を採用しており、実勢価格と相違する状況も不調の原因の一つと考えられます。

また、学校における大規模工事は、授業への支障を最小限として児童・生徒の安全性を確保するため、夏休み期間中に行うこととしております。

今回設計の見直し期間や指名業者選定委員会の審議並びに予算調整等を考慮しますと、今年度の施工を見送ることといたしました。

なお、東京都水道局からは他市町村でも同様の事例があり、次年度であっても対象事業として採択していただくことで了承を得ております。

次に、氷川国際釣場駐車場増設工事は、東京都産業労働局の内水面漁業環境活用施設整備費補助事業案件であり、平成 29 年 9 月 27 日に 12 社の指名業者により第 3 回まで入札を行いました。予定価格 4,471 万 8,000 円に対して、最低価格業者の入札金額は 7,280 万円であり、落札しませんでした。その後、最低業者価格と協議を行いました。最終的には不調に終わりました。

設計に当たって、町では都の積算基準に基づき、適正に積算を行っておりますが、最低

価格業者との協議の中では、直接工事費及び諸経費の積算方法に相違があったこと等の影響により、適正な工事価格の算定に歩み寄りがありませんでした。

また、再入札に当たっては、指名業者選定委員会から入札の執行までの手続並びに工事確保等が困難であることから、今年度における事業は中止し、当該補助事業の計画期間内に改めて実施する方向で調整を図っております。

次に、奥多摩町白丸デイサービスセンター（森の時計）給湯器更新工事は、町単独事業案件であり、平成 29 年 12 月 18 日に 7 社の指名業者により第 3 回まで入札を行いました。が、予定価格 197 万 4,000 円に対して、最低価格業者の入札金額は 1,250 万円であり、落札をしませんでした。その後、最低価格業者との協議を行いましたが、最終的には不調に終わりました。

本件につきましては、当初の設備工事を請け負った町外業者から徴取した見積書に基づき設計を行いました。が、当該見積業者と担当課の間において工事内容についての認識に隔たりがあったこと等が原因と考えられます。

再入札につきましては、内容の見直しを初め、入札までの手続並びに予算上の問題等から、次年度以降に改めて実施する方向で調整を図っております。

なお、給湯器の老朽化が進んでいる中、利用者へのサービス低下にならないよう、補修等の対応は適切に行ってまいります。

3 点目の最低制限価格設定の必要についてであります。町では契約事務規則第 27 条第 1 項により最低制限価格の設定について規定をしております。より適正な価格での受注による履行の品質並びに労働条件の一層の確保を図る観点から導入をしております。

いずれにいたしましても町議会においてご承認をいただいた工事関係の予算につきましては、さまざまな理由があるにせよ、住民皆様の利便性の向上、住民福祉の向上のために行うものでありますので、今後とも円滑な事業執行に努めてまいります。

また、先ほどから選定委員会という言葉が出てきておりますけれども、この問題につきましては、入札に対する指名参加願をとり、最終的には指名参加の業者を決める委員会は、副町長を長として関係課長で選定をして行い、入札を行っているということも申し添えておきます。

○議長（師岡 伸公君） 小峰陽一議員、再質問はありますか。どうぞ。

○5 番（小峰 陽一君） 1 点お願いします。松葉穴沢線の工期なんですけど、それだけちょっと確認をさせてください。

○議長（師岡 伸公君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 5番、小峰議員の再質問にお答えします。

松葉穴沢線につきましては、今橋梁のけたを工場で作成をしております、今月中旬ごろに架設する予定ですが、一応工期としましては3月いっぱいを予定しております。それで一応東京都の市町村土木補助事業でございますので、3月いっぱい完了させる方向で今進めております。

以上でございます

○議長（師岡 伸公君） 小峰陽一議員、どうぞ。

○5番（小峰 陽一君） ご回答ありがとうございました。

指名入札方式は、ぜひこれからも続けていただきたいと思っておりますし、町のやっぱり業者を使っていただくことが大前提というように私は思っています。ぜひ今後も適正な価格で、適正な工事発注をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、5番、小峰陽一議員の一般質問は終わります。

次に、2番、大澤由香里議員。

〔2番 大澤由香里君 登壇〕

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。質問させていただきます。

2点、施政方針についてと生活保護について質問させていただきます。

まず最初に、施政方針について。6日の町長の施政方針表明では、町営若者住宅や若者定住応援住宅、いなか暮らし支援住宅、分譲地の整備等各種の定住対策をさらに進め、さらに来年度の新規事業として、22年住めば住宅を譲与するという子育て応援住宅を整備するという説明がありました。予算案でも新規の子育て応援住宅に2,100万円、町営若者住宅建設に6,500万円、小丹波地区と南氷川地区の2カ所で予定されている町営若者住宅の整備費として2億4,700万円と大きなお金が計上されています。

そこで若者定住化政策について質問いたします。

移住してこられた町民に聞き取りをいたしましたところ、住居を提供される子育て支援が手厚いだけでは一生住み続けたいとまでは思わないという厳しいご意見をいただきました。それはなぜか伺いました。奥多摩の自然にあこがれて来たが、魅力を感じた自然環境が実際に住んでみるとがっかりすることが多いからということでした。山や川のあちこちでゴミが放置されている、岩に落書きがされていることもある、登山道や遊歩道にたばこの吸い殻が落ちている、あめやチョコなどの包み紙のゴミも多い、ガードレールが薄汚れて汚い、老朽化した空き家が多く、ゴーストタウンのようだ、空き家に猫が住みつき繁殖

している。観光の町、自然を楽しむ町と言いながら、積極的に楽しんでもらおうという町の意欲が感じられないし、自然を楽しむ環境では正直ないというふうに言われました。

意見を言ってくださった方は、捨て場所に困っている観光客からその辺に捨てられるよりはいいからとごみを請け負ったり、ガードレールを磨いたり、たばこの吸い殻やごみを拾ったりしてくれているそうですが、1人がやれることには限界があるし、広い奥多摩町を網羅できない。永遠にきれいな環境にはならないんじゃないかと悲しくなると言います。だから永住する気になれない、町に愛着がわからない、多くの移住者は同じ気持ちではないかというご意見をいただきました。

正直ほかの移住者がここまで自然環境に関心を持ってきているかどうかは疑問ですが、この方はある意味、町が望んでいる理想的な移住者ではないでしょうか。奥多摩町の一番の売りである豊かな自然環境を守り、さらに観光資源として発展させてくれる担い手になる感性と熱意、行動力をお持ちの方です。そのような町が望む人材を増やすためには貴重なご意見だと思いました。

日本一トイレのきれいな町にすると町長が宣言し、クリーンキーパーというトイレ清掃専門のスタッフを配置したおかげであちこちで公衆トイレがきれいになった、気持ちいいという声が聞かれるようになりました。遊歩道などでも積極的なクリーンアップ政策が必要ではないかと考えます。周遊道路やむかし道など、シルバー人材センターや小河内振興財団に管理をお願いしている部分もあるかと思いますが、全域を網羅することは不可能ですし、細かいごみなどは拾い切れなれないと思います。奥多摩町を訪れる観光客が要因の部分も多々あり、個人の意識、モラルの問題だからと一言で片づけられない問題です。

訪れる方にきれいにしてもらおう啓発キャンペーンを町が積極的に行うことも必要ではないでしょうか。町を訪れた方にごみ袋と軍手を支給し、ごみを集めてくれた方には奥多摩ならではの景品、例えばもえぎの湯割引券、わさびグッズ、町内で利用できる500円券などを進呈する、セラピーウォークや歩く大会等とリンクさせる等々、ハード面での定住対策が充実してきている中、ソフト面での積極的な施策が必要ではないかと考えます。須崎議員のアダプト・ア・ロード事業についての答弁と重なる部分もあるかもしれませんが、町のお考えをお伺いいたします。

また、高校を卒業した後の大学等への進学について、昨年度、木村奨学会の無利子の奨学金について質問いたしましたが、保護者の方から貸与型では返さなければならない、子どもに借金は背負わせたくない、給付制の奨学金を町として導入してほしいというご意見をいただきました。卒業後、町に永住するなどの条件をつければ、18歳以降の定住化政

策としても有効ではないかと考えます。町のお考えを伺います。

そして定住化対策によって住民、特に子育て世代が少しずつ増加していることは喜ばしいことですが、昨年の9月議会で述べましたように、さまざまな問題を抱えた移住者が増えてきていることは否めない事実だと思います。その移住者に関わっている方たち、例えば学校の先生、保護者、町の職員、近隣住民などの負担は大きく、とても疲弊しているように見受けられます。移住者を受け入れる際の審査基準に子どもの人数という項目がありますが、多くの子どもを持つ世帯を受け入れれば、それだけサポートする町のスタッフも必要になりますし、問題を抱えた親子であればなおさら臨床心理士や保健師などの専門知識を持った人材も必要になります。今後も若者定住を進めるならば、その移住者をサポートする体制も強化しなければなりません。現時点ではとても不足しているように感じますが、今後、若者定住対策を進めていく上で町としてどのように考えていますでしょうか。

次に、生活保護について質問いたします。

生活保護の問題は、制度を利用している人だけの問題ではありません。今日の日本で貧困は特別の事情ではなく、倒産、失業、リストラ、病気、親や家族の介護などで職を失えばだれもが貧困に陥っておかしくない状態に置かれています。

政府の月例経済報告では、景気は緩やかに回復しているとされていますが、国民の中には全くその実感はなく、格差が広がり、貧困に苦しむ層は改善されるどころか、ますます貧困に陥っています。

所得順に全国民を並べ、その真ん中の2分の1の値を貧困ラインと呼びますが、各種経済指標を見ても日本の貧困ラインは約20年間下降傾向が続いています。貧困の広がりには日本が直面する大きな問題です。

ところが、安倍政権は、貧困は悪化していないと繰り返し、2018年度予算案では、憲法25条に明記された生存権を保障する生活保護のうち、食費や光熱費に当たる生活扶助費を最大5%、ひとり親世帯への母子加算は平均で約20%の削減を盛り込みました。日本の子どもの貧困率は13.9%で、7人に1人が貧困です。特に、ひとり親家庭のこの貧困率は高く、母子加算の削減で困窮状態はさらに悪化すると懸念されます。

生活扶助費は10月から段階的に最大5%引き下げられますが、受給世帯67%が減額されることになり、保護利用者の暮らしを一層深刻にすることは明白です。国民生活全体の引き下げにもつながります。

このような状況の中、奥多摩町は憲法25条に基づく生活保護のあり方についてどのように考え、対応していくのかをお聞きいたします。

まず、奥多摩町の生活保護の現況をお伺いいたします。

1として生活保護の相談件数と生活保護開始件数の5年間の推移をお伺いいたします。

2として世帯類型別世帯とその構成人員の3年間の推移とその傾向をお伺いいたします。

3として奥多摩の生活保護受給者に対してケースワーカーが何人担当しているのか、お伺いいたします。

次に、10月から最大5%生活扶助費を引き下げるという国の方針を奥多摩町ではどのように受けとめ、どのように対応されていくのか、お伺いいたします。

そして国の方針が奥多摩町で生活保護を受けている方々にどのような影響を与えることになるか。また、生活保護基準の引き下げに連動して影響を受ける項目は何か、お伺いいたします。

以上、ご答弁をお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 2番、大澤由香里議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、施政方針についてであります。定住化対策事業の基本的な考え方や平成30年度以降の定住化対策事業につきましては、本定例町議会初日の施政方針及び2月28日に開催されました議会全員協議会でご説明申し上げたとおりで、重複する部分もありますが、再度ご説明を申し上げます。

現在、町が置かれております現状であります。過疎化による少子高齢化が進行し、地域活力の低下、防犯・防災力の低下、伝統文化の継承、学校の存続などが危惧されております。

特に高齢化率は現在49%を超え、2人に1人が高齢者という状況になっており、地域のお年寄りが安全で安心し、生涯を住みなれた地域で健康に暮らすためには、若者の定住化対策が必要不可欠であると考えております。奥多摩創造プロジェクト事業を町の重点施策として全庁一丸となって取り組んでいるところは、再三にわたって申し上げているところでございます。

その上で、移住してくる方々や観光等で町を訪れる方々に対して、遊歩道などでも積極的なクリーンアップ策が必要であり、啓発キャンペーンを町が積極的に行うなどのソフト面での施策が必要であるのではないかとのご質問ですが、この奥多摩創造プロジェクトの大きな柱は、少子化対策事業の推進と定住化対策事業の推進の2つの柱であります。この2つの柱を中心に事業を実施しており、この2つの柱を推進する上で重要なのは、奥多摩

町が持つ自然環境のすばらしさであります。どんなにすばらしい施策があっても、住環境に魅力がなければ、移住したい、定住したいという思いはわいてきません。

移住を考えている方の多くは、奥多摩町独自の子育て支援策である子ども・子育て支援推進事業の 15 項目に魅力を感じると同時に、東京都でありながら、すばらしい自然が身近にあることを理由に移住を考えられた方が多くなっております。

そのようなことから、自然とともに生活できる方に定住していただくような政策を推進し、自然とともに生活することがぜいたくであり、すばらしいことであることを町内外へ発信しております。

町では、自然環境の保全是定住化対策事業と同様に重要なものであると認識し、第 5 期長期総合計画、第 2 章やさしさ ふれあい 人と自然を基本方針として、自然とともに歩むまちづくりを施策の方向として設定し、自然環境の保全に努めているところでございます。

そのため、毎年自治会ごとに全町を対象とした一斉清掃、ごみゼロでありますけれども、実施され、約 2,000 人の町民の皆さんに参加をいただいて、このごみゼロ運動は行われております。これは全町民の約 40% であり、町民皆様の環境美化に対する意識が高いことが伺えます。

このほか町や関係団体からなる奥多摩湖周辺美化推進連絡会では、毎年、奥多摩湖の美化キャンペーンやごみの持ち帰り運動、不法投棄防止等の PR 活動、普及啓発グッズを作成し、配布するなど、美化キャンペーンを積極的に行っているところでございます。

また、登山道や遊歩道などでは東京都勤労者山岳連盟、氷川料飲組合や各種ボランティア団体による美化活動が行われており、ごみ袋や手袋などの配布やごみの回収を町が行うなど、積極的に支援をしているところでございます。

さらにセラピーロードに認定されているむかし道は、町道に認定されていますので、整備につきましては、毎年実施しているセラピーウォーク前の春先に全線の整備を行い、秋口の紅葉前には危険箇所の点検及び整備を行い、利用者及び地域の皆さんの安全確保に努めております。

今後はごみのない町を目指し、イベントなどでごみの持ち帰りやポイ捨て禁止などの普及啓発を積極的に行い、町民皆さんや観光客の皆さんが、ごみが落ちていたら自発的に片づけるよう普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、先ほど 12 番、須崎眞議員からご提案をいただきましたアダプト・ア・ロード事業は、住民皆さんや各種団体が、限りある財源でありますので、ただ単に行政に頼るだけ

ではなく、自分たちの住む地域は自分たちできれいにし、住みやすくするという地域愛のもとに行われる自主的な地域美化活動でありますので、この事業の導入を早期に検討してまいりたいと思っております。

昭和 30 年に奥多摩町が合併以来、観光立町を標榜して、当時から大いに観光を PR しておりますので、町の魅力を今後とも発信してまいりたいと思っております。

いずれにしても過去を振り返ってみますと、それぞれの場所にごみ箱がございました。それを撤去し、自分たちに持ち帰ってもらうという運動もしてまいりました。その結果、今のような状態になり、さらにそれをよくしていくということには、ただ単に町だけがやるのではなくて、須崎議員から提案があったようなことを町のみんなが一丸となってやり、自分の町を誇りに思う町にしていくためにもご協力を賜りたいなというふうに思っているところでございます。

次に、給付制の奨学金を町として導入してほしいについてであります。町の考え方でございますが、給付型奨学金については、独立行政法人日本学生支援機構がその制度を設けており、高等学校等において優れた生徒であって、大学等への進学のための目的及び意思が明確であるにもかかわらず、経済的理由により進学が困難な生徒に対して返還の必要のない給付奨学金を交付することにより、大学等への進学を後押しすることを目的としている制度であります。

給付金額は、国・公立大学等では、自宅通学の場合は 2 万円、自宅外通学の場合は 3 万円、私立大学等では、自宅通学の場合は 3 万円、自宅外通学の場合は 4 万円となっております。また、児童養護施設等に入所している方や里親の養育を受けている方には、一時金として入学時に別途 24 万円が上乗せされます。

この制度とは別に、東京都社会福祉協議会が実施している受験生チャレンジ支援貸付事業では、大学等の進学に当たっては、高校在学中に学習塾等を受講する場合、年間 20 万円までの受講料を貸与し、さらに実際の受験に際し、8 万円を上限に受験料を無利子で貸与されますが、大学等に入学した場合には貸与金が免除となる制度もございます。

ただし、日本学生支援機構が実施している給付型奨学金では収入の基準があり、住民税非課税世帯が対象であり、受験生チャレンジ支援貸付事業では、4 人世帯での総収入が 386 万 4,000 円であることなどの制約もございます。こうした公的な支援制度も活用しながら、これらの制度と貸与型奨学金とを組み合わせ、無理のない範囲で奨学金を利用することも可能ではないかと思っております。

町が大学等に進学する方に給付制の奨学金を導入するとした場合、その範囲をどうする

か、現役生に限るのか、浪人生でも可能なのか、財源をどうするのかなど難しい問題もありますが、こうした問題をクリアしたとしても、定住化政策として、議員が申されるように、卒業後に町に永住するなどの条件をつけることは、憲法上、居住、移転、職業選択の自由等の関係からなかなか難しい問題ではないかなというふうに思うところでございます。

また、町が独自の給付制の奨学金を導入することにつきましては、既に今、木村奨学会が奨学事業をやっております。木村源兵衛翁が自分の私財を寄附をして、当時は公益財団法人として立ち上げました。財産がなかなか山林等々によりまして、そこから生む果実が非常に少なくなってきておりますけれども、現在までその奨学事業を継続してやっただいております。つい先日でございますけれども、第 14 回目の子ども作文コンクールがございました。そういう中にも奨学事業、あるいは子どもたちの授業に熱心に取り組んでいただいております。私自身は非常に感謝をしております。教育に特化した事業として、町の児童・生徒、高校生、大学生、一時期は鳩の巣に木村奨学会として学生寮を設置し、小河内の多くの子どもたちがそれを利用しました。そういうことも含めて、さらに木村奨学会としては、この奨学制度をさらにレベルアップするためにどうしたらいいかということも考えているようでございます。

したがって、片方では一般財団法人となりましたけれども、そういう熱心にやっている方々と町の整合性もやりながら、町の支援をどのようにしたらいいかということも大きな課題でございますので、きちっとそれを整理していきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、木村奨学会の事業については、これからもまだまだいろんな意味で知恵を絞りながら、少ない果実を利用しながら、町の子どもたちにやっている事業でございますので、そういう事業も見ながら、連携をしながらやっていきたいなというふうに思っているところでございます。

次に、移住者に関わっている方たちの負担が大きく、とても疲弊しているように見受けられる。移住者をサポートする体制も強化する上で、専門的知識を持った人材が不足していると感じるが、町としてどのように考えるかについてでございます。

現在、移住者に 18 歳以下の子どもがいる場合は、母子保健事業の対象となり、町がほかに先駆けて行っている子ども・子育て支援推進事業の対象となりますので、その窓口は福祉保健課となります。

受け入れ態勢としては、町の職員である 3 名の保健師のうち、母子保健担当保健師が保健福祉センターに常駐しながら、子ども家庭支援センターの保健師も兼務しております。

子ども家庭支援センターには児童虐待に対応する虐待ワーカーの資格を持つ職員を配置し、その他子どもや子育てに関するさまざまな相談に応じるための相談員を常時複数配置しております。この相談員は、学校管理職の経験者や保育士、主任児童委員として子どもや子育てに関する識見が豊富であり、保護者の皆さんから頼りにされているというふうに私は認識をしております。さらには今後も相談支援体制を充実するため、町の職員がすぐに対応できる体制も必要であることから、見直しを図っているところでもあります。

議員から専門知識を持った人材も必要ということではありますが、現在子ども・子育て家庭支援センターでは、臨時ではありますが、臨床心理士による相談の機会を設けておりますし、保健師は正職員でありますので、即時に対応ができる体制となっております。

近年、児童虐待のケースが全国的に増加しており、東京都においても児童相談所に勤務する児童福祉司の数を大幅に増やすことで管轄する市町村のケースにも対応できる体制をとっております。

町では、管轄の児童相談所は立川児童相談所でありますけれども、立川児童相談所、青梅警察署、奥多摩消防署、民生・児童委員、教育委員会、小・中学校、保育所、西多摩福祉事務所等と常に連携をとり、児童虐待などのケースに対応しているところでございます。

この3月12日は、上記の関係機関の代表者が一堂に会した要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催し、情報の共有に努めることとなっております。

今後も困難なケースには専門知識を持った職員を中心に、チームで対応するなど、限られた職員で効果的、効率的に問題解決を図るよう対応してまいりたいと思っております。

全体的な町の状況でございますが、課題は機会があるごとにお話をさせていただいておりますが、若者定住化対策は、地域の皆さんが安全で安心して生涯を健康で暮らすために必要不可欠であります。早急に取り組まなければならない問題でございます。

移住してくる方々が大きな決断をもって行うもので、本人にとっても、子どもたちにとっても負担があり、また、生活が変化する転機となります。そのような中、移住してよかったと言ってもらえるようにするためには、行政だけではなく、関係団体、地域の方々が中心になり、移住してきた方々を支え合える体制が必要ではないかなというふうに思っております。

今後、移住していただける方々がいなければ奥多摩町の存続自体も危ぶまれることをさらに住民皆さんに周知し、定住対策事業の理解と住民皆さんが主体となり、移住者を地域で支え合える体制の構築を進めていく所存でございます。

いなか暮らし支援住宅、あるいは子育ての問題、あるいは若者住宅等々の問題について、

いろいろな問題が起きていることも私自身は承知しております。しかし、うちの職員もそれに対して真摯に熱心に対応しております。その都度報告を受けております。でございますので、ケースについては全部私自身は認識をしております。そういう意味では、うちの職員はよくやっているなというのが私の感想であります。

と同時に、移住してきた人たちのサポートについては、1つの例でございますけど、いなか暮らし支援住宅で橋本さん夫婦子ども3人が梅沢に移住していただきました。第1号であります。そのときに地域が何をやったか。梅女会という女性を中心にした会が、子どもたちが安心して、あるいは地域の中に溶け込んでもらおうということで、いろんな催し物をしたりしながらサポートをしております。私は非常に感心をいたしました。それこそが論理的ではなくて、実践的に、みずから地域の人たちが受け入れる体制をつくっていく。そのことが広がっていくことが大切だなというふうに考えております。

確かに先ほど申し上げましたように、大きな決断をして来るわけですから、そういう中でいろいろな問題が起こります。問題が起きるから解決していくんです。その解決をしていくのが我々自治体を持つ職員であり、それを先頭に立って解決していく。それですばらしいと言われる町をつくる。このことが私たちの仕事ではないかなというふうに思っております。

したがって、職員の仕事そのものが増える。当然のことです。だけど、自信とプライドを持って、地域の皆さんに説明をしながら、地域の皆さんの力をかりながら、いい町をつくっていくという共通の認識を持たないと、この事業というのはなかなか前に進んでいかないのかなという気がいたしております。

まだまだ始まった事業であり、皆さんに完全に浸透していないということは百も承知でございますけれども、一つひとつ私みずから努力をしながら、職員も努力をしながら、移住をしてきた人たちがよかったな、この町に住んでよかった、あるいはこの町にずっと住みたいなという町にするために努力をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

次に、2点目の生活保護についてでございますが、生活保護制度は日本国憲法、議員がおっしゃるように、25条に規定する理念に基づき、生活保護法では第1条にあるように、国が生活に困窮するすべての国民に対して、困窮の程度によって、必要な生活費の給付を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を促すことを目的とする公的な扶助制度でございます。

生活保護は、原則として要保護者の申請に基づき開始されるものでありますが、第二次

世界大戦後の混乱期である昭和 26 年には受給者数が 200 万人を超えておりましたが、高度経済成長に伴い、徐々に減少していき、平成 7 年の 88 万人余りを最低に増加に転じ、平成 27 年には 216 万 3,685 人と過去最多の受給者数を更新しましたが、現在では再び減少傾向にあります。

こうした受給者の増加に伴い、公費による負担金も増加しており、平成 28 年度予算においては 3 兆 8,281 億円となり、社会保障関係の歳出予算 31 兆 9,738 億円の 9%となっており、平成 10 年度当初予算における生活保護費の比率 7.5%と比較すると大幅に増えてきております。

この生活保護費の負担割合は、国が 4 分の 3、市町村が 4 分の 1 とされております。しかし、市においては福祉事務所を設置することが義務づけられております。町村については必須ではございません。したがって、現在の段階では西多摩の 4 町村については河辺にある福祉事務所がその担い手となっており、町としても市町村が負担する 4 分の 1 は都が肩がわりしているということがございます。そういう中にありまして、生活保護、あるいはさっき申し上げました児童福祉、障害者、それから児童福祉等々含めた福祉全般にわたって西多摩事務所がその役割を担っているというのが実態でございます。

生活保護の中には、生活扶助のためのお金、教育扶助のためのお金、あるいは住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の 8 つがございます。年齢や生活状況等を考慮して 1 つ、あるいは 2 つ以上の扶助が行われることとなっております。場合によっては医療扶助だけ受けるというようなこともございます。

一般的に生活保護で扶助されることが多いのは、生活扶助と住宅扶助、医療扶助でございますが、このうち医療扶助については、生活保護受給者の 8 割が生活扶助に加えて医療扶助を受けていると言われ、その医療に係る費用は生活保護費全体の約 5 割を占めており、大きな問題となっております。これは被保護世帯の総数に占める高齢者世帯の割合が増えていることと、母子世帯、傷病・障害者世帯に分類されないその他の世帯も増えており、その他の世帯のうち、50 歳以上が 54%と半数以上を占めていることと関係があると言われております。生活保護受給者全体に高齢者世帯が多いことから、必然的に医療扶助が必要となり、これは 60 歳以下の若年層で生活保護を受給する方に当てはまる傾向がございます。

国は、福祉事務所においても保健師等の専門職を配置し、生活保護受給者に対する健康管理支援に取り組む自治体に交付税を措置しておりますが、財源と人材不足からなかなか配置が進んでいないというのが実態でもあります。

一方、生活保護の受給に至らない生活困窮者についても、都市部を中心に増加しており、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある者に自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給、その他の支援を早期に行うことにより、生活困窮者の自立を促進することを目的に、平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援法が施行されました。

西多摩郡におきましては、平成 27 年 4 月より西多摩福祉事務所からの委託を受け、NPO 法人東京オレンジにより、西多摩くらしの相談センターが西多摩福祉事務所内に置かれております。このくらしの相談センターの職員が 4 つの町村に曜日を変えて出張し、生活に困窮する住民皆様からの相談に気軽に対応する体制を整備いたしました。このくらしの相談センターによる家計相談、就労相談は、都内各区市の福祉事務所と比較しても大きな実績を上げており、児童・生徒に対する学習支援を含めて、住民皆様に浸透してきております。

今回のこの生活困窮者自立支援法の改正では、生活困窮の事情を就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性、その他の事情によりと明確に盛り込むことで、福祉・就労・教育・税務・住宅等の関係部局が連携して情報交換や支援体制の検討を行うこととされ、困窮状態にありながら自立相談、支援窓口につながっていない方への支援を確実に行うこととされました。

この生活困窮者自立支援法の改正とあわせて生活保護法の改正が行われることとされたもので、その背景には生活保護受給者と低所得者である生活困窮者との間で収入に差がなくなってきたことから、生活保護基準を実態に即したものに直す必要があることから行われたものでございます。この見直しは 5 年ごとに行われており、前回の見直しでは 6.5%削減されておりますが、今回の見直しでは生活への影響を考慮して、生活費相当分の削減は最大 5%に抑える緩和策を導入しております。

内訳として、食費や光熱費など生活費相当分で 160 億円、約 1.8%の削減、母子加算では月平均 2 万 1,000 円を 1 万 7,000 円に 4,000 円、約 19%削減する一方、児童養育加算は支給対象を中学生から高校生まで拡大し、金額を一律に 1 万円とすることで 40 億円を増額するとともに、大学や専門学校への進学を後押しし、貧困の連鎖を断ち切るため、進学時に最大 30 万円を給付する制度の創設などが盛り込まれており、今回の改正においても前回の見直しの際に出されたように、他の制度に影響を及ぼさないように適切な判断・対応をすることが求められております。また、来年 10 月に予定されている消費税率の増改定には受給額の増額を検討することとしております。

こうした背景を踏まえ、ご質問の1点目の町的生活保護の現況でございますが、1点目の生活保護の相談件数と生活保護開始件数の5年間の推移であります。先ほど申し上げました西多摩郡の町村におきましては、東京都が西多摩福祉事務所を設置して4町村の生活保護業務を行っており、西多摩福祉事務所でも4町村ごとの相談件数は把握していないということでございます。

生活保護開始件数の5年間の推移でございますが、平成24年度は11件、25年度は10件、平成26年度は13件、平成27年度は16件、28年度は6件でございます。

そういう状況であります。特に今申し上げましたように、福祉事務所と町の連携の問題でございます。町はいろんな意味で、児童・民生委員、あるいは地域の皆さん等の温かい目によって、後ほどお話ししますが、福祉事務所のケースワーカーと一体になってこれらの問題に取り組んでおります。

1つの例でございますけれども、長い時間にわたってどうも水道を滞納していると。そういう意味では、早く水道を滞納しているところに行きなさいと。行った結果、それが住んでいなかった、あるいは困窮しているということがあったら福祉保健課につなげということも3年ほど前から実行しております。そのようにして、きめ細かにやることによって、都内で行われている生活困窮者、あるいは生活保護者に対する対応とうちの町は違っているのではないかなというふうに私は自負しておりますし、それを誇りに思っております。そういう点では、いろんな意味で児童・民生委員の皆さん、あるいは地域の皆さんの目が行き届いて、また絆が強い、地域の自治会に加入率が100%であるというようなことから無関心ではないこの町の人たちのいいところであるのではないかなというふうに思っております。

もちろん議員がおっしゃられるように、いろんな日本の画一的な生活保護の水準の問題であるとか、困窮者の問題であるとか、額の問題である、これは全体的な問題としてそれをいろんな意味で、法律として改定しているわけでありますから、それはそれとして、私自身はきめ細かなことを解決しながら、例えば児童・生徒の問題にしても、ほとんどの部分が私どもは全額助成をしております。さらには生活困窮に陥りやすい養護児童・生徒の問題についてもきちっと把握をしながら、それを支援しているというのが実態でありますので、ほかの自治体と比較する場合には、その辺をきっちりと比較して、うちの町で何をやっているのか、ほかではやっていないけど、町でやっている部分についてはそれなりの評価をし、みんなに説明してほしいというのがお願いでございます。でないと、町の職員が一生懸命やっている部分をただ単に言われるだけでは、町の職員のモチベーションが上

がりません。自分たちの町を責任を持って、プライドをもって、みんなに話すこともできません。その一翼を議員の皆さんに担っていただかないといい町にならないのではないかということをございますので、ぜひお願いをしたいと思っております。

次に、2点目の世帯類型別世帯とその構成人員の3年間の推移とその傾向でございます。平成27年度では、単身者世帯では高齢者世帯が35世帯、障害者世帯が7世帯、傷病者世帯が13世帯、その他の世帯が6世帯、2人以上の世帯では高齢者世帯が4世帯、母子世帯が0、障害者世帯が1世帯、傷病者世帯が4世帯、その他の世帯が4世帯の合計74世帯であります。28年度では、単身者世帯では高齢者世帯が37世帯、障害者世帯が7世帯、傷病者世帯が11世帯、その他の世帯が6世帯、2人以上の世帯では高齢者世帯が5世帯、母子世帯が0、障害者世帯は1世帯、傷病者世帯が4世帯、その他の世帯が4世帯の合計75世帯。平成29年度では、単身者世帯では高齢者世帯が42世帯、障害者世帯が4世帯、傷病者世帯が11世帯、その他の世帯が7世帯、2人以上の世帯では高齢者世帯が3世帯、母子世帯は0、障害者世帯は1世帯、傷病者世帯は3世帯、その他の世帯が3世帯の合計74世帯で、傾向といたしましては、単身者世帯が占める割合が86.4%と西多摩郡平均の72.7%を大きく超えていること、世帯類型では高齢者世帯が60.8%を占め、平均の48.9%を大幅に上回っていることが挙げられます。これは在宅で暮らす方の高齢化が進んでいること、介護施設に入所しながら保護を受けているケースが一定数以上存在していることが起因しているというふうに思っております。

したがって、1人世帯、あるいは高齢者の世帯をどう見守っていくのか、どうサポートしていくかということは非常に重要なのかなというふうに認識をしております。

3点目の町の生活保護者に対してケースワーカーが何人担当しているかでございますが、東京都西多摩福祉事務所においては、奥多摩町を直接担当しているケースワーカーは1名でございます。と同時に、先ほども若干触れましたけれども、児童・民生委員、それから町の福祉保健課の職員については社会福祉士の資格を受講させております。ほとんど何年か通信教育をしながら社会福祉の資格を取らせながら福祉八法を全部頭に入れてもらってその対応をするというふうに職員を教育しているところでございます。

2つ目のご質問の生活扶助費を引き下げる国の方針をどのように受けとめ、どのように対応していくかでございますが、国の方針にもありますように、できるだけ他の制度に影響を及ぼさないよう適切に判断し、対応することはもちろんであり、その上で影響が生ずる場合には適切に対応してまいります。

これも先ほど申し上げましたけれども、自立支援法ができた経過を含めて、うち自身の

問題というよりか、むしろ都内における困窮者、これをどうして救ったらいののかなというの大きな眼目ではなかったのかなというふうに私は認識しております。

3つ目のご質問でございますが、国の方針が町で生活保護を受けている方々にどのような影響を与えると考えるか、また、生活保護基準の引き下げに連動して影響を受ける項目は何かでございますが、法改正による生活保護基準の改定後に各保護世帯に算定される最低生活費については、世帯構成や年齢等によりまちまちであり、詳細につきましては現在示されておりませんので、町内の被保護者に与える影響につきましては、はっきりとどのようなことがということについては申し上げにくいというふうに思っております。

いずれにいたしましても生活保護基準の改定を含む生活困窮者の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案につきましては、この2月9日に閣議決定し、国会に提出され、審議されているところでございますので、今後の法案の審議状況等を注視し、また、東京都等の対応を含め、町が従来からそういういろんな法律はありますけれども、やっている部分もあります。身障者の単独の手当の支給もやっておりますし、要保護の問題についてもあります。遠距離通学の問題もあります。そういうことを総合的に考えながら、この問題については法律が変わった段階にどのように対応するのかということ注視をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（師岡 伸公君） 大澤由香里議員、再質問はありますか。どうぞ。

○2番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございました。

施政方針については、いろんな団体がクリーンアップ政策をやっているということでしたが、やはり汚れぐあいというか、観光客が汚していくのがクリーンアップ政策では間に合っていないという現状があります。NPO法人やボランティア団体などが積極的に内外に働きかけてクリーンアップ作戦等を展開しているほかの自治体では活動が活発に行われて、そこに住む人も訪れる人も、その地域の環境を守ろうという意識が高いと言えます。奥多摩の環境を保全していく、ひいては奥多摩を愛する人を増やすには、こうした外郭団体を育てることが重要ではないかと考えます。

新年度から配置される地域おこし協力隊にそういう面で大いに期待しているところではありますが、先日の説明では、地域おこし協力隊には小河内地区の活性化を目的とした活動をやってもらおうというようなことでしたが、具体的にはどのような活動になるのか、お伺いします。

それから給付型奨学金についてですけれども、先ほど町長からも説明がありましたように、国が給付型奨学金を創設しました。学生や保護者、教育関係者などの運動と国会議員

や地方議員の尽力があって創設されたわけなんですけども、学生の2人に1人が奨学金を借りているという現状から見て、その内容は極めて限定的で、多くの学生には手が届かないものとなっています。

例えば予算として2万人分が用意されていますが、これは2015年に大学・短大に進学した58万3,533人のうち、わずか3.4%でしかない。専門学校進学者17万8,069人を加えると全体の2.6%にしかなりません。

また、児童養護施設などに入所しているか、里親の養育を受けている等、生活保護受給しているか、家計支持者が住民税非課税であることが受給要件となっており、夫婦と子ども2人の世帯だと年収256万円以下の世帯のみが対象となります。そして学力の基準は、各高校が学習成績や資質能力に基づいて1名ずつ推薦し、その上で日本学生支援機構の審査が行われるという、受けられるのはほんの一握りの学生でしかないという現状があります。

こうした中、独自に給付型奨学金を実施する自治体が広がり始めています。滋賀県米原市では、大学、短期大学、専門学校の専門課程、または高等専門学校に在学する人を対象として月額3万円の給付型の奨学金制度を2018年度から創設します。ちなみに滋賀県内では5市1町が給付型奨学金を導入しているそうです。また、神奈川県相模原市では、子どもの貧困が世代を越えて連鎖することがないよう、教育の機会均等が求められているとして、高校生向けの給付型奨学金制度、年額10万円と支度金2万円を創設し、2018年度に入学する生徒から適用するとしています。いずれも収入基準はありますが、成績要件はなく、経済的に困難な世帯を助けるものとなっています。特に、米原市では大学等卒業後、市内に定住することを条件にしています。先ほど町長から憲法上にひっかかるんじゃないかという話がありましたが、米原市ではそういうふうな条件をつけてあります。市内に定住しない人、就労しない人は奨学金を返還することにしています。若者の夢と希望の実現の後押しとともに修学後の市内への定住促進を図るものとなっているそうです。高校や大学の卒業の若者定住政策に非常に有効だと思います。

先ほど木村奨学会の話もありました。木村奨学会との整合性の問題とも言われたので、これは木村奨学会にお願いしたほうがいいのかという気もしましたが、ぜひ奥多摩町の子どもたちに給付型の奨学金制度を実現させてあげてほしいと思います。

また、職員の問題です。先ほど町は手厚いサービス、きめの細かいサービスをやっているという話でしたが、実際職員の方がやっぱり本当に疲弊している感じを受けました。非常に職員の方は有能な方がいっぱいいらっしゃって、物すごく真摯に町民の方と向き合っ

ております。それは私もわかっておりますし、有能な方が町にいてくれて助かっているなという部分もありますけれども、いかんせん問題がすごく増えてきていまして、今いる職員の方だけでは手が回らないという状況があるようです。

先ほど町長はすべてのことは把握しているとおっしゃいましたが、把握しているならば、やはり職員の数を増やして、有能な職員を増やしていただきたいと思います。職員が手薄になって住民に十分なサービスが提供できなかつたり、職員自身も疲弊してしまうと、仕事へのモチベーションも下がりますし、定住対策の逆効果になりかねませんので、ぜひ十分な人材が配置できますように、現場の声を聞いたり、町民の声を聞いたりしてご検討をお願いしたいと思います。

生活保護についてですけれども、先ほども少し説明がありましたが、安部内閣が保護費削減の口実にしているのは、現行の基準額が生活保護を受けていない低所得世帯の生活水準を上回るケースが見られたためと言いますが、逆にこの世帯は、本来なら生活保護を受けるべき世帯です。日本は生活保護基準以下の収入の人のうち、実際に生活保護を利用している人の割合、捕捉率は2割程度で、収入下位10%には生活保護基準以下で生活をしている人たちが多く含まれています。生活保護を利用していない低所得層と保護基準を比較すれば、保護基準の際限のない引き下げが起こります。憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護基準を現実を無視したこんな手法で決めることが問題だと思います。

また、生活保護制度は社会保障の根幹に位置するもので、すべての福祉制度に影響します。ご答弁ではありませんでしたが、生活扶助基準の引き下げをすると、住民税、保育料、介護保険料、就学援助、最低賃金などに連動し、47項目に影響を受けると言われています。安倍首相は貧困の連鎖を断ち切ると言いますが、そういうなら生活保護基準を削るのではなく、政治の責任で低所得世帯の生活を支援する政策と必要な方が安心して受けられる生活保護制度への改善を行うべきです。

憲法25条に明記された国民の生存権を保障する最後のセーフティネットである生活保護のあり方は、すべての国民の権利にかかわる重大な問題として、生活保護の基準引き下げにつながる制度改定は撤回するよう国に強く申し入れるべきだと考えますが、町のお考えを伺います。

○議長（師岡 伸公君） 恐れ入りますが、質疑で1時間以内というふうに決まっておりますので、時間があと少しなので、追加の質問がございましたら簡潔によるしくお願いいたします。

○2番（大澤由香里君） 実際に生活保護を受給されている方にご意見伺いましたので、紹介します。都市部では生活保護を受けられる方に非常に冷たい仕打ちをされるということが結構問題になっているんですけども、奥多摩町で生活保護を受けられている方は、町に相談に行って、町の職員も優しくかったと。青梅市のほうから来てくださるケースワーカーの方も非常に優しくかったというふうに言うていただきました。そういう点では都市部とはちょっと違うのかな、先ほど町長言われましたように、都市部とは違うのかなということで安心したんですが、その方は7万円ぐらい月に支給されているそうなんですけども、やはり買い物に行くのに交通費がかかるそうで、介護タクシーが30分500円で、待ち時間も含まれるので結構かかると、余り頻繁に買い物には行けないということで、あと光熱水費が月3万くらいはかかるので、やっぱり食費を切り詰めながら生活しているということでした。10月から生活扶助費が引き下げられるということを伝えると、これ以上何を切り詰めればいいのかなんていうふうに落胆していましたので、ぜひそういう方が声を上げましたら、町として、先ほどきめの細かいサービスをやっているということでしたので、町としてそういう方への救済策をやっていただきたいと思いますが、そういう用意はあるかどうかというのをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（師岡 伸公君） 大澤議員、答弁につきましては、地域おこし協力隊の具体的な内容、それから生活保護基準の国への申し入れ事項、この2点でよろしゅうございますか。ちょっと時間の関係ございますが。

○2番（大澤由香里君） わかりました。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 2番、大澤議員からの再質問にお答え申し上げます。

1点目でございます。地域おこし協力隊の具体的な活動等の内容ということでございます。議会本会議第1日目のほうで報酬の関係で若干地域おこし協力隊につきましては触れさせていただいております。そのときにも基本的な活動内容としまして、小河内地区の振興に関するところというところが大きなテーマということになっております。

具体的な部分ということなんですけども、実際のところ4月以降に募集等を始めるということで、今詳細な募集要項等は詰めている段階ということでございますので、今の段階で申し上げる範囲のことということでお断りを申し上げたいと思いますけれども、基本的に一般財団法人の小河内振興財団、こちらを活動の拠点としまして、そちらのほうに勤務していただくという形になります。小河内振興財団と連携をしていただきながら、町の課題について取り組みをしていただくというようなことになっております。小河内振興財団

のほうでは、例えば鶴の湯温泉の活用のごことであったりとか、また、今ですと峰谷川の溪流釣場のほうもお願いをしている部分もあります。それからワラビ等の栽培というのも今町有地を使って始まったりとかいうこともありますし、また若い方であれば、SNS等での活動内容の発信等もしていただくということも含めまして、大卒ではあるんですけども、檜原村さんの場合もそうなんですけれども、ある程度自由に活動していただいて、新しい外部からの視点で奥多摩の、特に小河内地域の振興を図っていただきたいというような状況でございます。

また新しい詳しく募集要項が決まりましたら、またお知らせをしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） それでは、2点目の生活保護に関するご質問に対してお答え申し上げます。

先ほど町長からも世帯類型別の世帯の構成等、3年間の推移等答弁させていただきましたけれども、町の傾向といたしまして単身世帯が多いと、また高齢世帯が多いということです。私どもにリストをいただきましても高齢者の世帯が多いなど、若い方がほとんどいられないというのが現状なんですね。ですから、生活保護の目的であります自立の促進というのは、なかなか難しいなということが現状ではございます。

そういった中で、ただいま大澤議員からもお話があったように、国の制度にそれを上乘せするような形で町の独自の施策はどうかという話があったけれども、国の制度が優先されるという現状から、それを補完するというのはなかなか難しいかなと思っておりますので、おっしゃっているような方が相談に来られた際には、西多摩福祉事務所のケースワーカーとも相談しながら、どういった方法がとれるのかということも含めて検討してみたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（師岡 伸公君） よろしいですか。

○2番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございました。

地域おこし協力隊はこれから募集するということですので、ぜひ奥多摩の観光を盛り上げるキーマンとなるような方を採用していただいて、町としてもバックアップしていただいて、地域おこしが有効にできますようにぜひお願いたします。

生活保護については、ぜひ町民の声を真摯に聞いていただいて、きめの細かいサービスをしていただければと思います。

ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、2番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は、3月19日となっておりますので、明日3月10日から18日までの9日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、明日3月10日から18日までの9日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議4日目は、3月19日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後3時55分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員